

2013年3月31日「世界遺産の危機を考えるシンポ」

宇治のシンボル景観・宇治の文化的景観

世界遺産景観が危ない！

サクラ並木伐採は改変の序章

塔の島大改変工事の内容と問題

宇治・世界遺産を守る会

藪田秀雄

塔の島地区の状況

塔の島はどこにあるの

- 背後地に人口・資産が集積し、平等院等の歴史的遺産を有する風光明媚な土地。
- 観光地街を抱える塔の島地区は洪水を流す能力が低い。



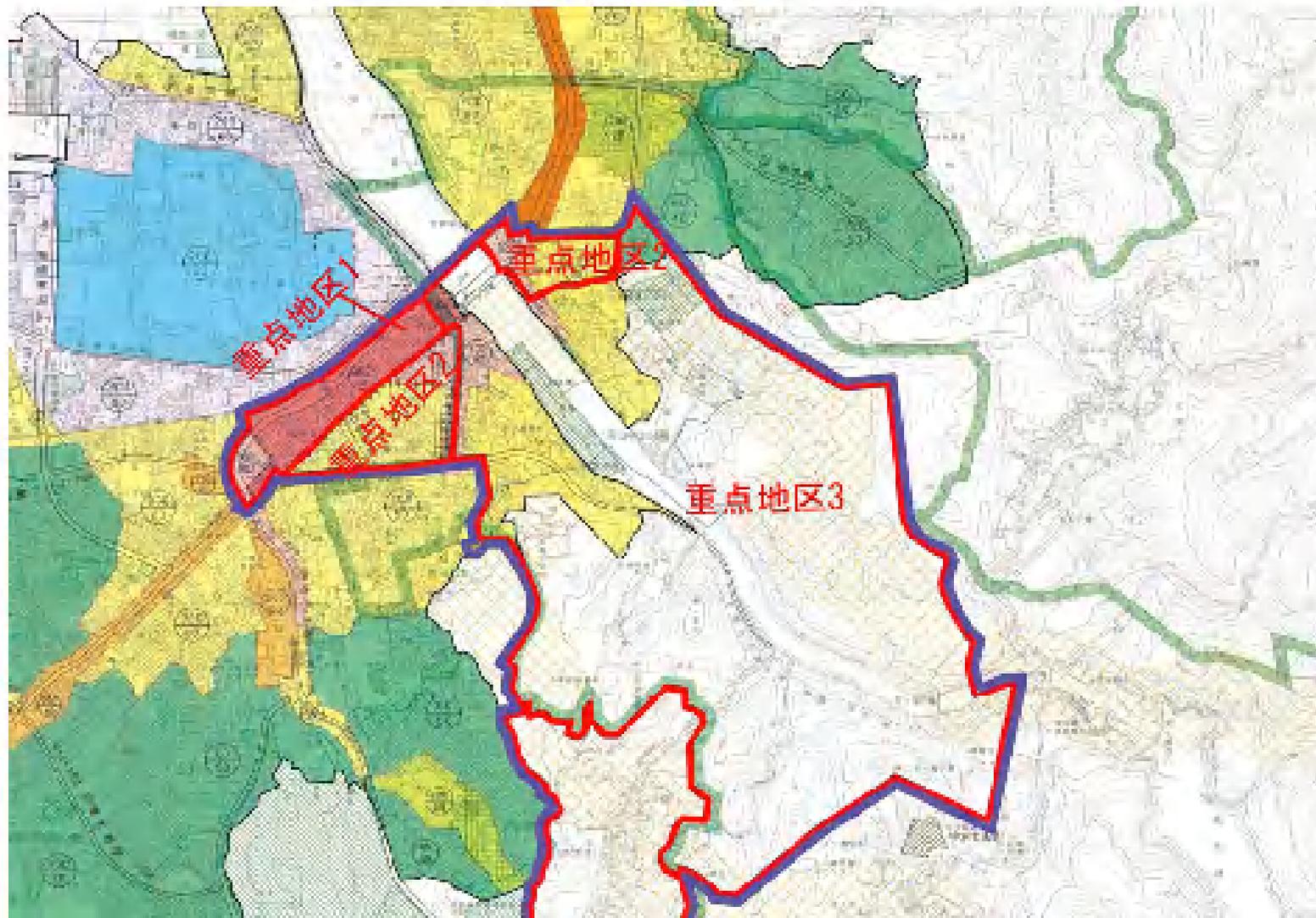
14階
高層マン
ション

100m
長大マン
ション

- ・宇治市景観計画(景観法) 重点地区
- ・重要文化的景観(文化財保護法)
- ・琵琶湖国定公園(自然公園法)特別区域

- ・特別風致地区(風致地区条例)

図 景観計画重点区域

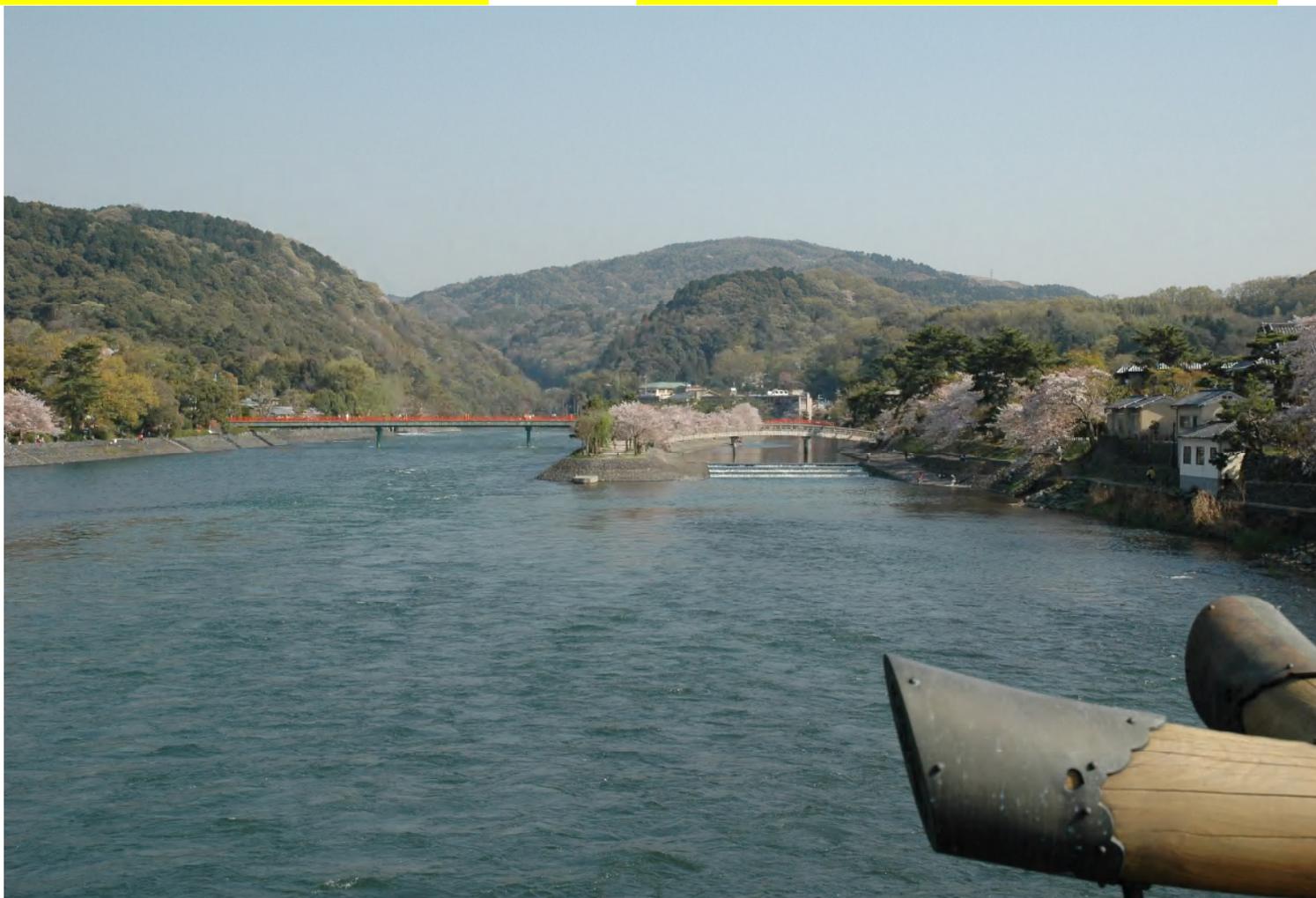


宇治のシンボル景観

重要景観構成要素

良き景観は国民の財産

宇治川は宇治のまちの生命線



宇治市景観計画
シンボル景観

宇治の文化的景観
(重要文化的景観)

2つ世界遺産の
バッファゾーンの
中央

宇治橋三の間から上流を望む

市民の憩いの場



宇治川さくらまつりを楽しむ市民

子どもたちが水遊びできる
宇治川を取り戻し、後世に残したい

2-1 びっくり仰天！ サクラ並木伐採工事 改変の序章



平成24年度樹木伐採数量

樹種	現況	今回伐採	今回移植
桜	145本	59本	2本
黒松	111本	29本	—
しだれ桜	3本		2本
その他	93本	11本	—
計	352本	99本	4本

2012年12月、サクラ並木伐採

宇治川さくらまつりはどうなるの？

国、府、市、景観構造検討会の責任、反省は？

2013年、さらに伐採を計画

サクラ、松などほとんどを伐採し、

現況352本 ⇒ 184本に半減させる

(新規植樹も含め)





2012(平成24)年12月に伐採された桜並木(橘島 本流側) もう見ることは出来ない



2013(平成25)
年度 伐採予定の
サクラ並木
橘島 塔の川側

サクラ並木など伐採半減計画

名称	現況数量	保全数量	移植数量	撤去数量	新規数量	計	
クロマツ	111	50	1	60	14	65	58%
サクラ類	145	21	0	125	64	84	57%
シダレザクラ	3	2	0	1	0	2	67%
イロハモミジ	35	4	0	31	23	27	77%
ケヤキ	11	0	0	11	0	0	0%
エノキ	9	1	0	8	0	1	11%
その他	38	5	0	33	0	5	15%
合計	352	83	1	268	101	185	52%

「なんで桜の木を切るのや！ 訳がわからん」

「慣れ親しんできた景観が台無し」（市民の怒りの声）新聞が一斉に報道

○サクラ並木伐採に対する市民の批判に対する弁明・・・

・ 国交省 「河川改修工事のため」。

ある団体には、S28年洪水をもち出し（天ヶ瀬ダム建設はふれず）、「1500m³改修のため」と説明。

・ 宇治市 「情報の出し方不十分、反省」「具体的に何本切るのか認識がなかった。市としても驚いている」「1500m³を安全に流すため、19万市民のための工事」（議会答弁）

これ本当のこと?? 言葉のマジックに気をつけよう

誰が、何を、何のためと、繰り返し考えれば、誤魔化しは見抜ける

「河川改修」工事と「改変」工事は別もの

「河川改修に伴う塔の島の整備」と「整備」の名で島を改変する工事

塔の島はシンボル景観・重要文化的景観・・・改変はやってはならない

「塔の島地区河川改修」工事を分類してみると

1、宇治川治水に関係ある工事

- ①河床掘削
- ②塔の川締切堤撤去
- ③導水管部分撤去
- ④亀石遊歩道
セットバック
- ⑤塔の川下流の落差工の切り下げ

2、宇治川治水に関係ない工事 塔の島「整備」の名で「改変」

- ①サクラ並木伐採など樹木半減計画
- ②島の切り下げ
- ③島周辺の捨石
- ④橘島の上流端の改変 → 中の島橋の架け替え、トイレの移設
- ⑤塔の島上流の導流堤設置計画
- ⑥工事用道路を工事後残して「小径」と称する計画

3、宇治川治水の上で矛盾する無駄な工事

- ①塔の川の護岸を川中に出す。木工沈床の設置。

4、危険な工事

- ①宇治川（塔の川地区）の特性を無視し、危険な本流側に人を下ろす。
- ②現状より危なくなる塔の川の護岸形態。



【撮影：大正初期】

生態系に配慮した河岸



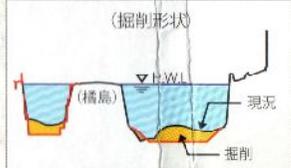
河岸部はナカセコカワニナの生息環境に配慮して、自然石による緩傾斜とします。



ナカセコカワニナ
(絶滅危惧類 (CR+EN))

ナカセコカワニナ
主要生息地

河床掘削



計画高水流量を安全に流下させるために河床掘削を行います。

導水管の撤去

締切堤の撤去

締切堤を撤去することで、流下能力が向上し、水質の改善を図ります。

河床掘削

塔の川の河床も掘削することで、宇治川と合わせて流下能力の増大を図ります。

塔の川護岸整備



塔の川の流下能力の増大と遊船の利用に配慮した石積護岸とします。

橋島の上面整備

さくらまつりなどのイベントスペースを確保し、空間の開放性を高めるように整備します。

橋橋の橋台の改修

橋島の切り下げに伴い、橋橋の橋台の改修を行います。

中の島橋の架替

橋島・塔の島の護岸整備に伴い、中の島橋の架けかえを行います。

落差工の切り下げ



島の切り下げ

橋島の下流部を切り下げること

護岸工事により、既存の桜の伐採が必要となるため、工事後に新しく植栽します。



護岸は、歴史・伝統・文化を踏まえて石積護岸とし、水際部は景観や自然環境に配慮したやわらかな形状とします。

(1) 整備の考え方

「島を”中洲”に近づける」方針が大改変(景観破壊)の原因

塔の島の整備の考え方は以下のとおりとしており、島のディテールは中洲を復元するイメージとする。

河川がもたらす自然の作用によって形成された「中洲」としての姿を現代的に考え、それをよりどころとして、歴史的に蓄積されてきた人と川、人と自然の親密な関係を文化的環境、文化的景観として再生する。



昔の島形状では、島に洲がついており、今回の整備では島を“中洲”に近づけ、“景観”・“環境”・“利用”にも配慮した形状(構造とする。(→次項島形状の変遷参照)

中洲とは、「川の中で、水面に出て島のようになった所」をいう。

洲とは「水流に運ばれてきた土砂が堆積して、河川・潮海の水面上に現れた所。砂洲。

「島を中洲に近づけ」は、意味不明の方針である。



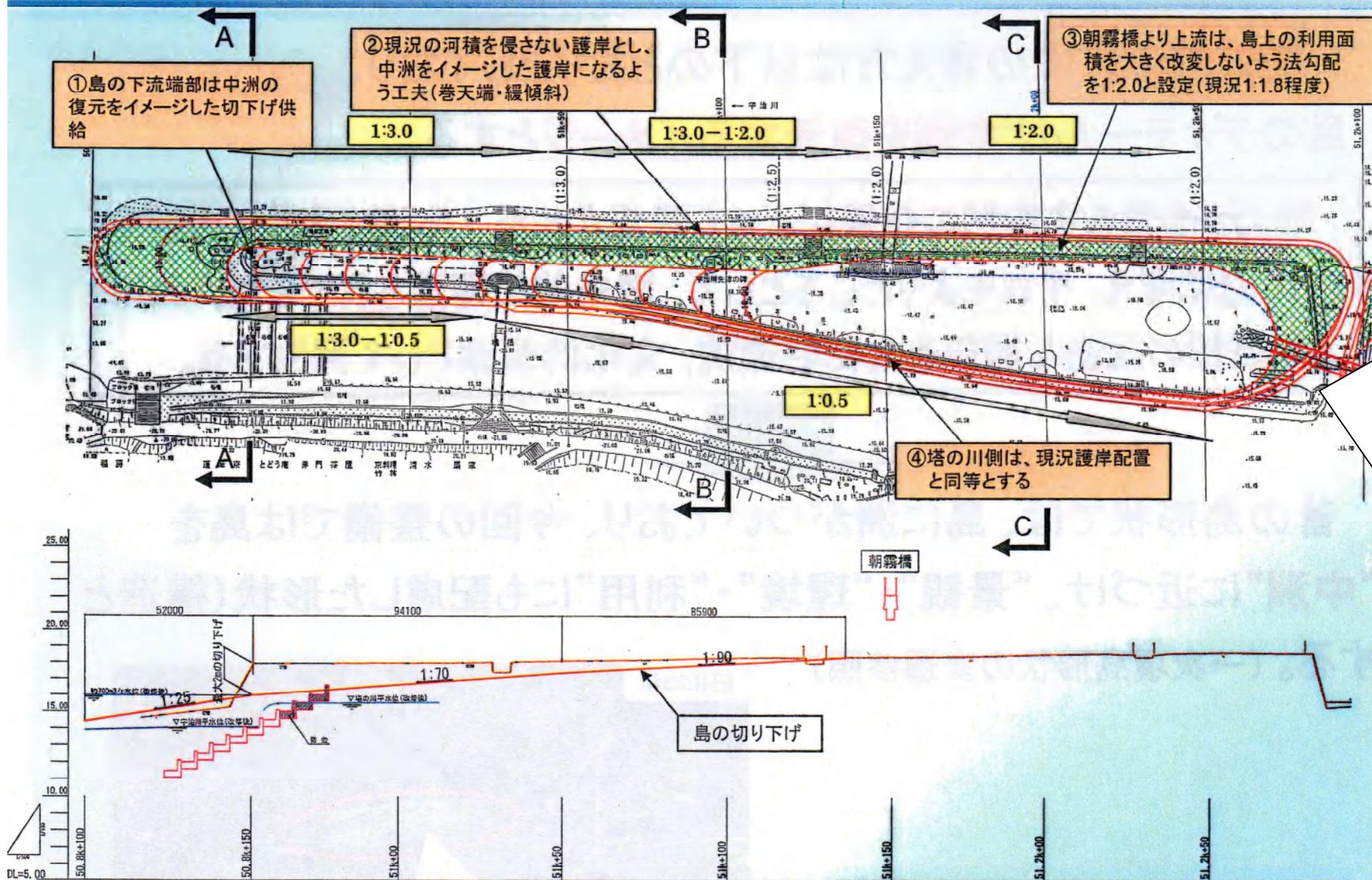
”中洲”であったことが確認できる

6

この部分の文面は、2月7日の市議会建水委員会資料では削除されている。隠した。説明不能

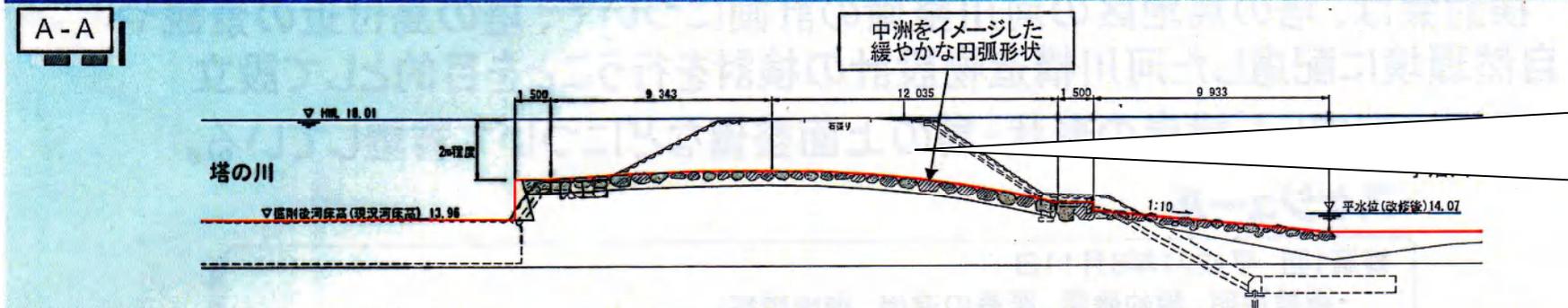
2-2 島を切り下げる(橘島) 中洲のイメージ

宇治川治水に必要な工事。
島の平坦部が65%に減少し、樹木皆伐採・半減計画につがる。

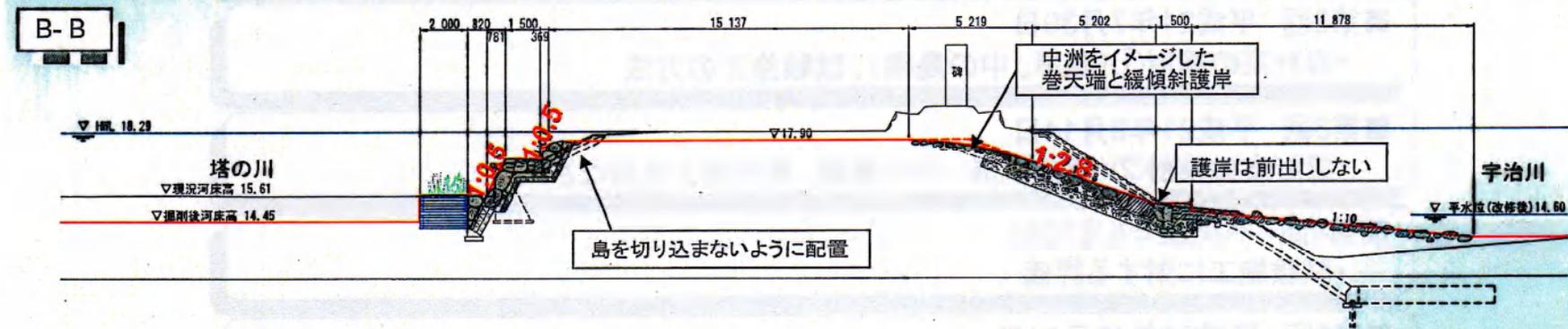


2-3 橘島 上流端 改変必要性なし。これが原因で「中の島橋」架け替え、トイレの移設などムダな工事が。説明不能

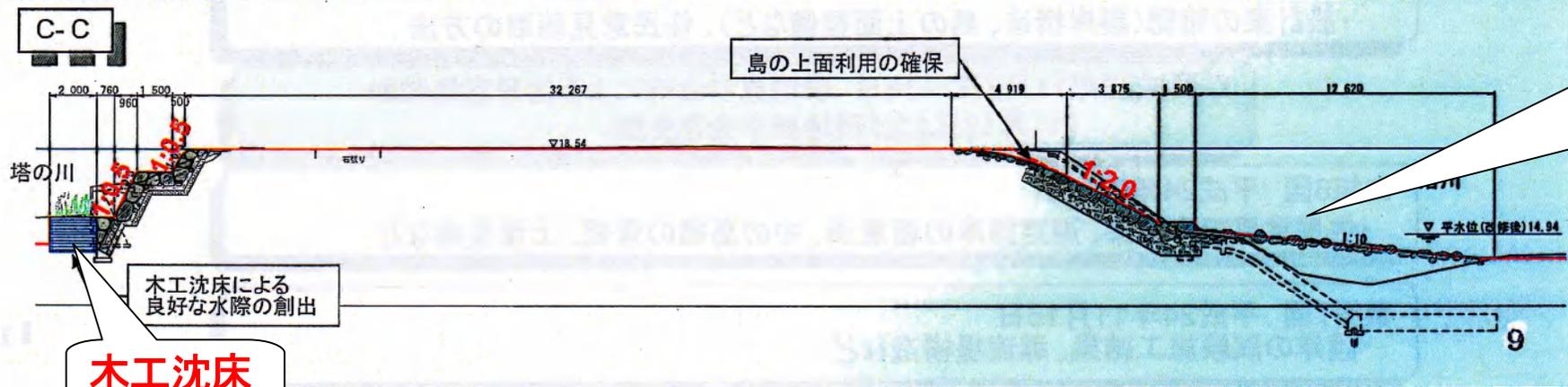
2-2 島を切り下げる(橋島) 中洲のイメージ 断面



島の下流端で2m切り下げ。洪水で冠水し、地面が削られる。上面を石とコンクリートで固める。



護岸は石とコンクリートで固める。
捨石は洪水で流される。



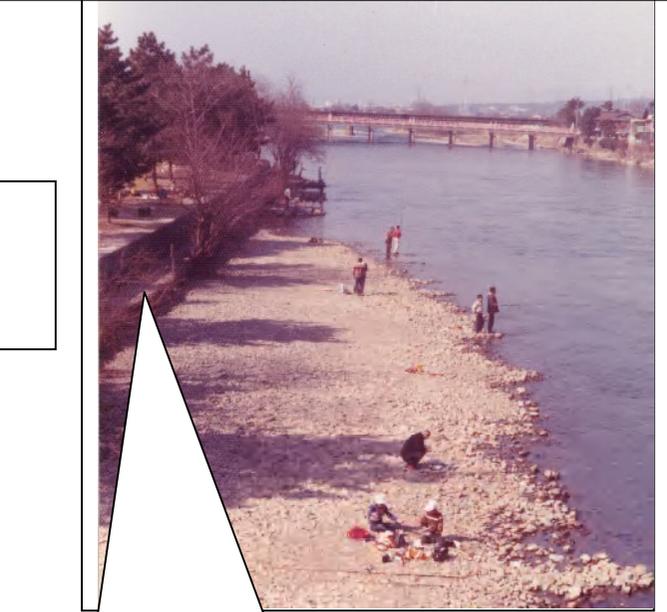
2-2 危険な工事

「中洲のイメージ」で島を切り下げ、完成した護岸を削り、本流側に人が降りられるようにする

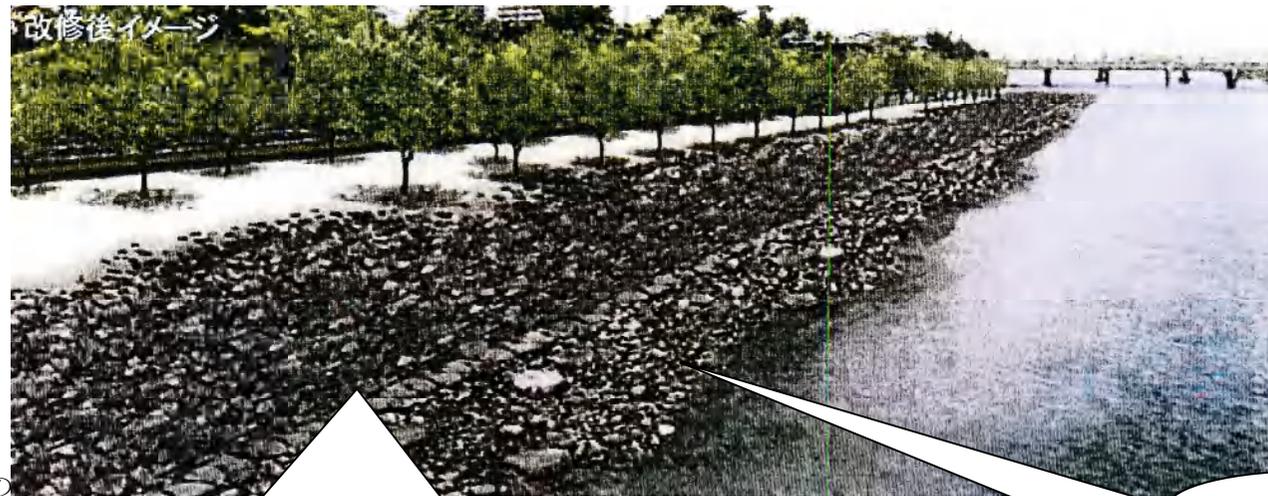
②1982年の橋島の東半分を掘削



③82年大改修後の護岸(現在) 直線で急傾斜。砂洲は消滅。流心が岸の直近を流れる。



①1982年、島の東半分掘削前の護岸。形態に注意。岸辺に砂洲があり、降りられる



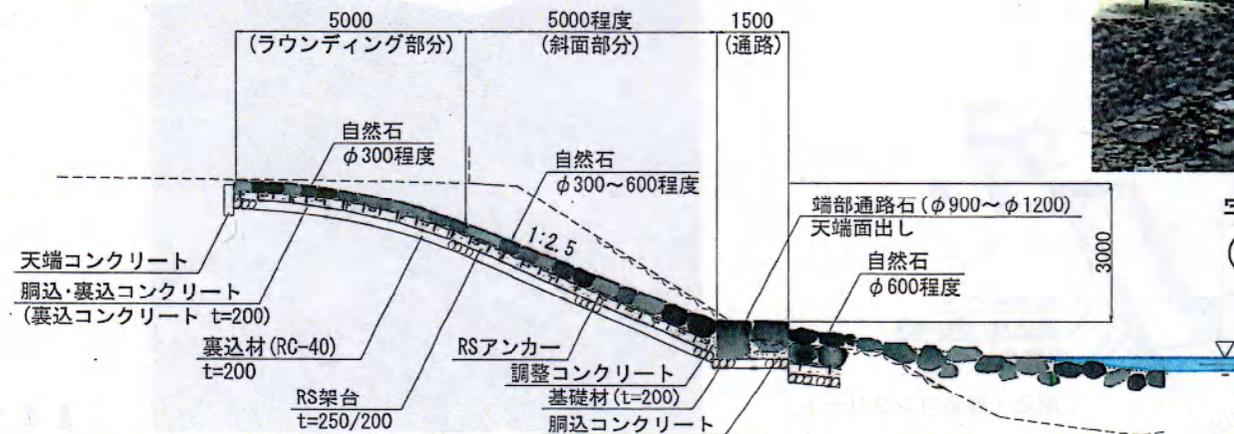
2-3 捨石工事

島の周辺(本流側と橋島下流端)に。捨石は洪水で流される。砂洲は回復しない。

宇治川(塔の島周辺)の特性に反して本流側に下りるのは危険。過去の転落死亡事故の教訓無視。安全策無し

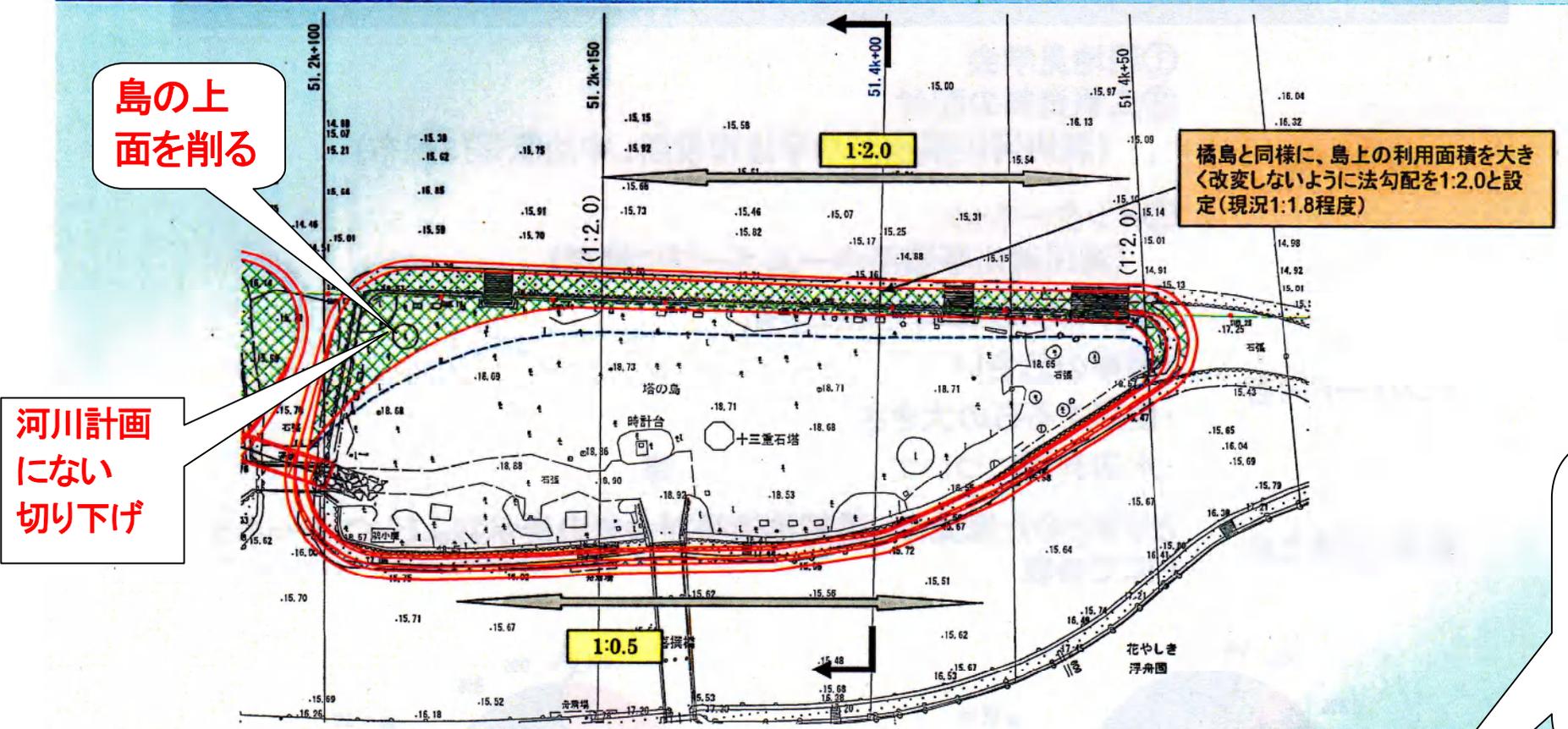
検討会で提案された宇治川の護岸構造

項目	ラウンドストーン工法による対応
①伝統工法の継承	野面石積護岸
②自然石の使用	自然石の据え付け面が固定されるため、表面の凹凸は自然石の大きさで変化する 使用できる自然石は径20cm～1m程度
③生態系への配慮	アンカーによって裏込コンクリートと自然石が一体となるとともに、自然石の位置を固定してコンクリートを打設できるため、深目地仕上げが可能
④ラウンディングによる親水・景観への配慮	コンクリートパネルは加工が容易であるため、ラウンディング処理も可能
⑤安全性の向上	練り石張り構造(自然石を裏込コンクリートにアンカーで固定)

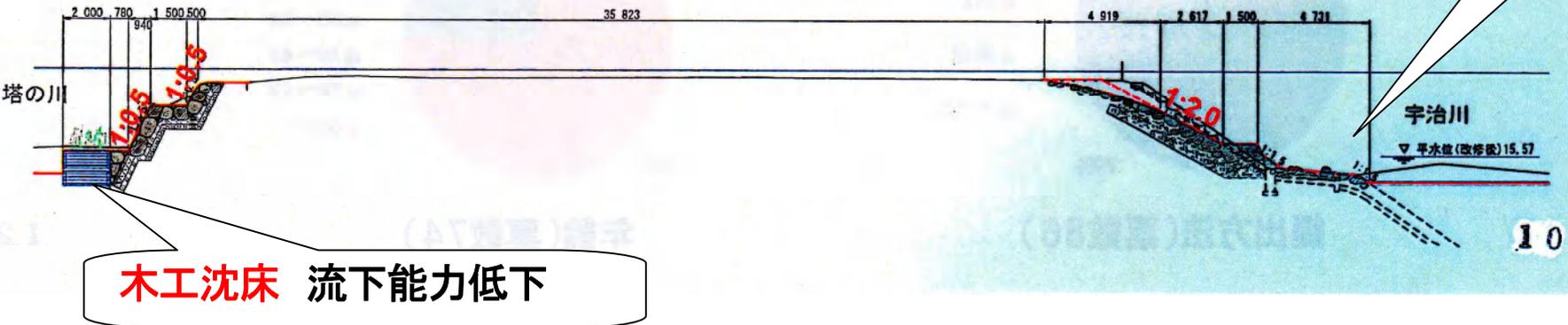


宇治川左岸護岸
(朝霧橋より下流を望む)

(2-4 島を切り下げる(塔の島) 松の伐採。本流側 捨石工事(塔の島)



2-3 捨石工事
 島の本流側。捨石は洪水で流される。砂洲は回復しない。

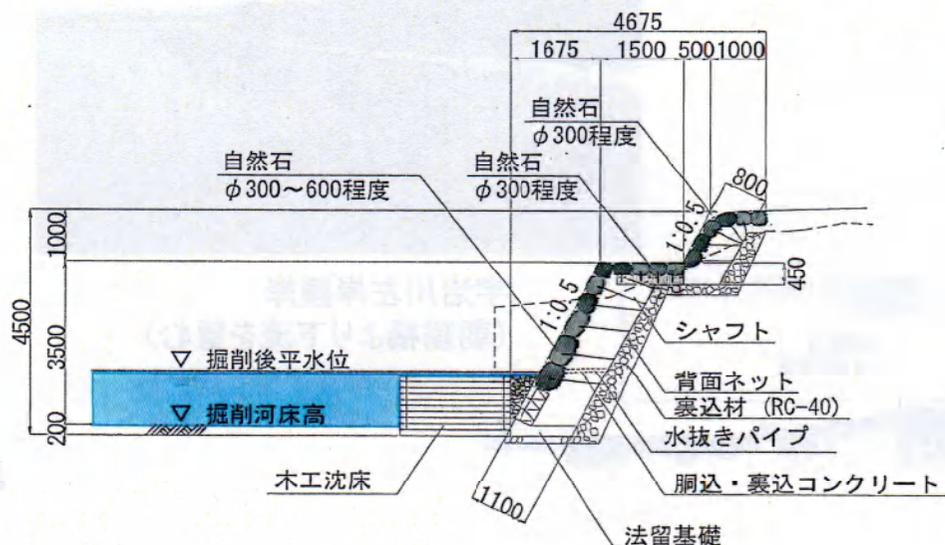


検討会で提案された塔の川の護岸構造

2-5 塔の川護岸工事

流下能力を増大させるために河床を1m切り下げる。一方で護岸を出して川を狭める。さらに木工沈床を設置し、流下能力を下げる。全く矛盾している事。

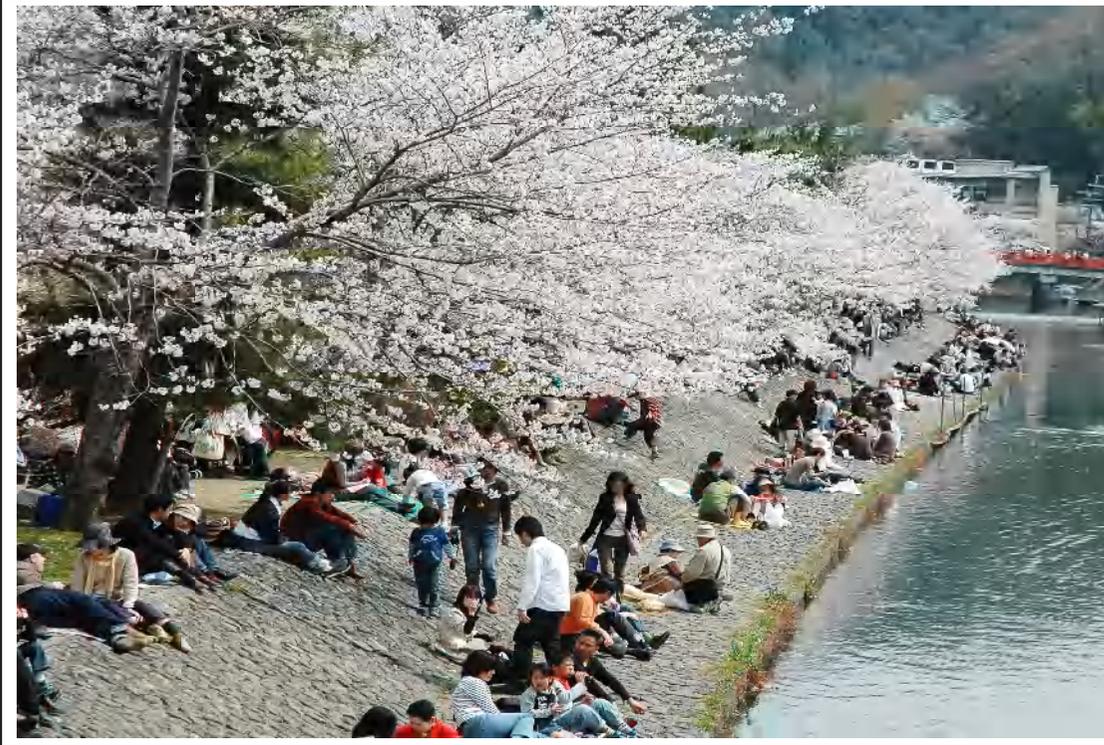
項目	アンカーピオストーン工法による
①伝統工法の継承	野面石積護岸
②自然石の使用	対応できる自然石は径20cm~1m程度
③生態系への配慮	アンカーによって裏込コンクリートと自然石が一体となるとともに、コンクリート打設時の自然石の安定性が高いため、深目地仕上げが可能
④ラウンディングによる親水・景観への配慮	石材の位置を調整しながらシャフトで背面金網に固定するため、ラウンディング処理が可能
⑤安全性の向上	練り石張り構造(自然石を裏込コンクリートにアンカーで固定)



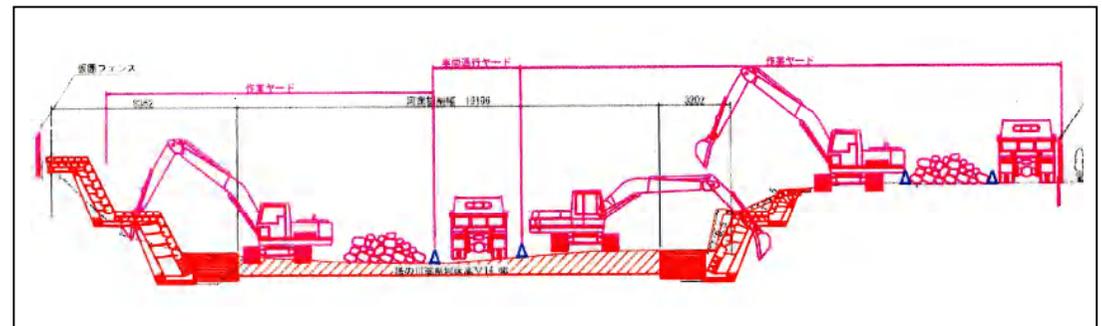
改修後(施工直後)
塔の川右岸護岸(橋橋より上流を望む)

2-5 塔の川護岸工事

護岸の形態があきらかに現状より水に近づきにくくなる。



このサクラ並木を切って護岸工事？
何故この護岸に、何のため？
伐採せずに工事は可能と指摘。



2-5-2 塔の川上流部分 護岸工事



急傾斜の護岸の形に。水面との落差も2m程度と大きくなる。



2-5-2 木工沈床設置。
川を狭め、流下能力を下げる。

流下能力増大のための河床掘削と逆行。



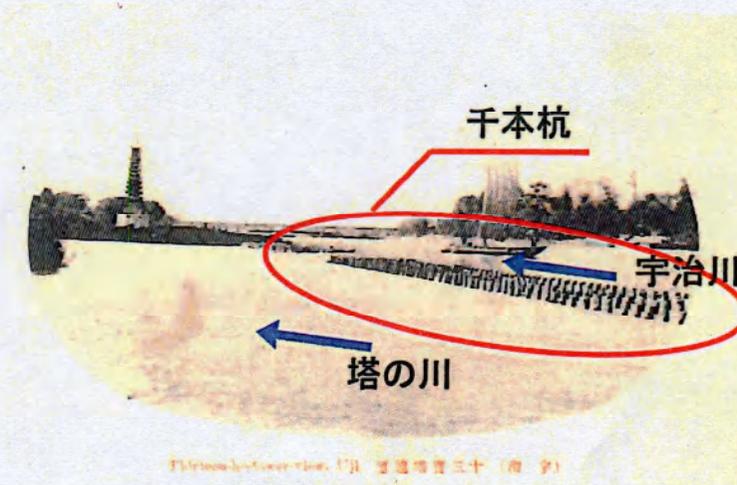
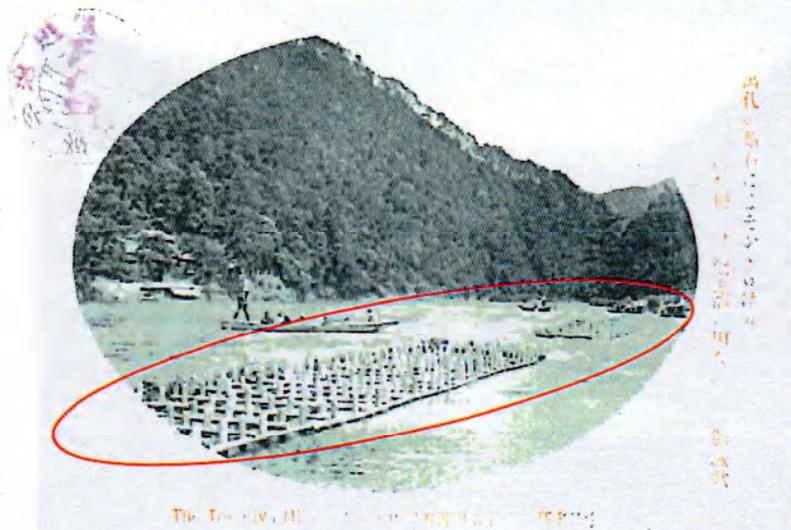
2-5-2 護岸を出して川を狭める。
(塔の川喜撰橋上流の工事現場)

導流堤について 歴史

2-6 不必要 景観無視 鋼矢板の導流堤設置計画

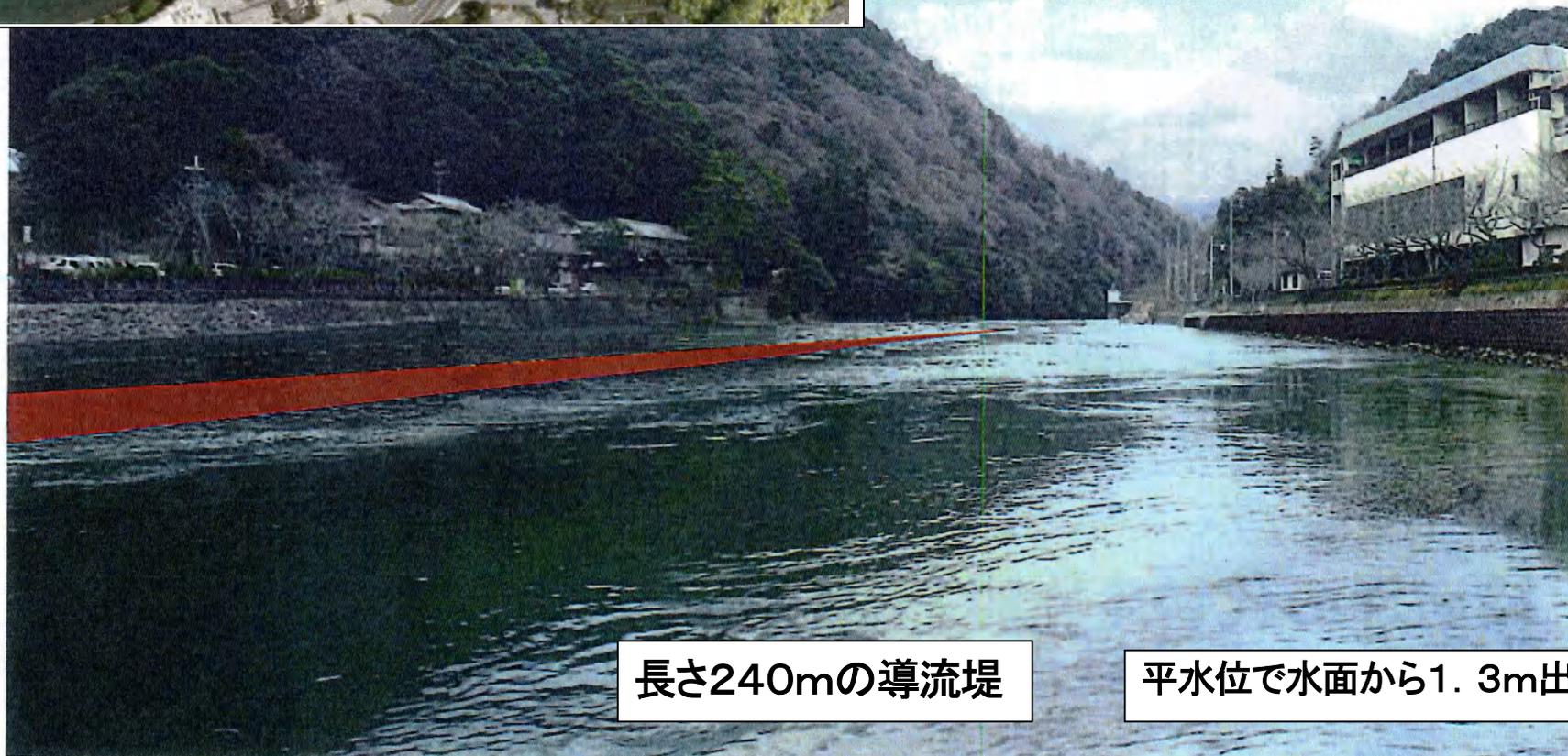
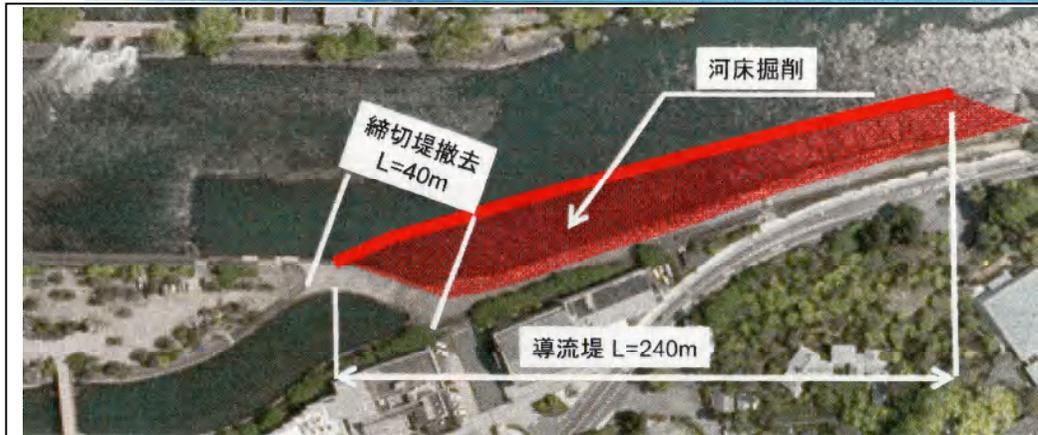
- 塔の川では明治初期に塔の川上流端に千本杭による仕切り施設が設けられていた。

130123 建水資料



- 締切堤の代替え施設としてまた、塔の島地区における歴史・文化を継承する観点から導流堤を設置する。

導流堤の試験施工の状況(25年4月~26年10月)平水位時



長さ240mの導流堤

平水位で水面から1.3m出る



2-7 工事用道路＝景観無視の「小径」計画？ 工事残骸を後始末しない計画。
宇治橋上流宇治川左岸、橘島へと続く工事用道路。河積を狭めている。景観・環境上も問題。
工事がすめば撤去すべきもの。これを「小径」と称して残すことは景観・環境破壊の最たるもの。

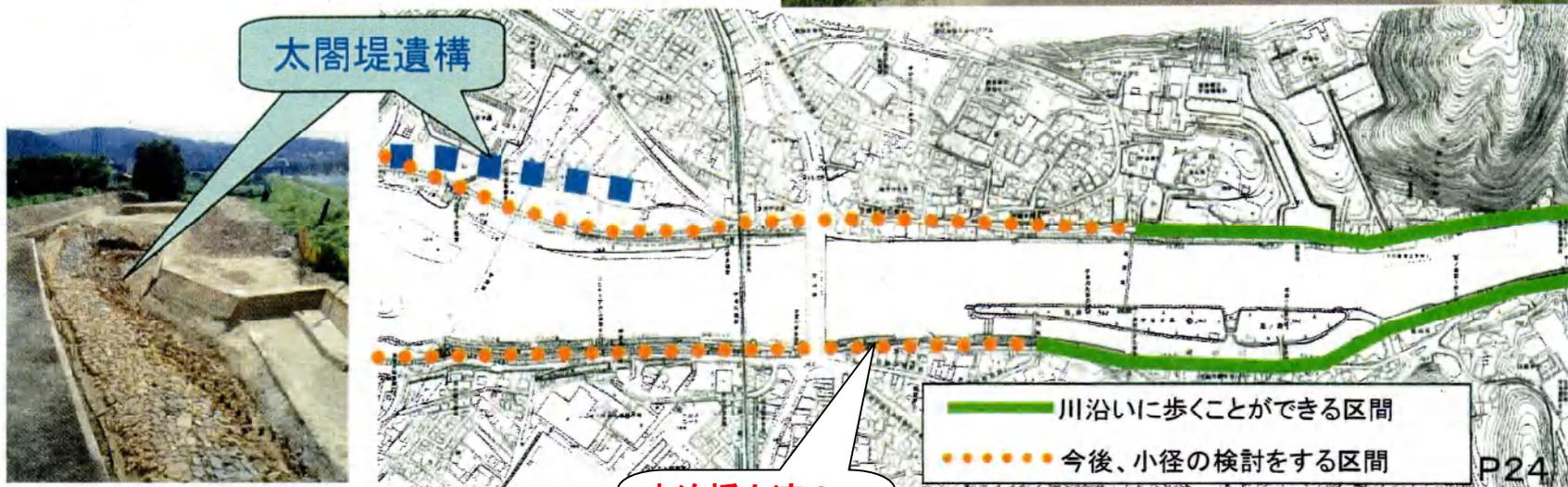
右側の白色の◇マ
ークが、現在の散歩
の小道の位置。

0906
淀川河川事務所資料

太閤堤跡の発見をきっかけとした「宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想(宇治市)」を踏まえ、憩いの水辺形成を図るため、変化する水辺の風景を楽しむことや、古戦場ともなった史跡、文化財産等を巡ることができるよう、宇治川沿いに小径を整備します。



小径整備のイメージ



宇治橋上流の工
事用道路と一致



現況写真 * 護岸工事によって河川環境を破壊



フォトモンタージュ 河道掘削時[本川約 0.4m 河道掘削]
* 河床掘削によってさらなる破壊へ

090614説明会資料
淀川河川事務所

亀石遊歩道設置・護岸工事によ
って景観環境悪化 現状

塔の島地区の河床掘削で
水位低下、陸地化する「亀石」
のモンタージュ写真



59年11月17日大洪水時の亀石。河床掘削による
水位低下と陸地化した亀石を想定できる

2-8 塔の島地区の河床掘削

(0.4m→水位低下 0.7m)

名勝『亀石』は陸地化する

3、塔の島「改変」工事の特徴まとめ

- ①「島を“中州”に近づける」方針にもとづき、「河川改修」と思わせ、「整備」の名で、改変してはならないものを改変する工事。
- ②宇治川を知らない机上計画、秘密会議、住民無視・軽視が生み出す異様な計画。
- ③無駄・景観破壊・危険の過去の河川工事の反省が全く生かされていない。
- ④ムダな工事で、税金の浪費、歴史的景観と自然環境は修復されるどころかささらなる破壊の危機に。安全対策も無視されている。
- ⑤河川法、淀川水系河川整備計画、自然公園法、風致地区条例、宇治市景観計画、重要文化的景観（宇治の文化的景観）、国交省自身の方針などに反する工事。

3-⑤-1 淀川水系河川整備計画に反する内容

4. 3. 2-6) なお、塔の島地区については、優れた景観が形成されていることに鑑み、学識経験者の助言を得て**景観、自然環境の保全**や親水性の確保などの観点を重視した整備を実施する。

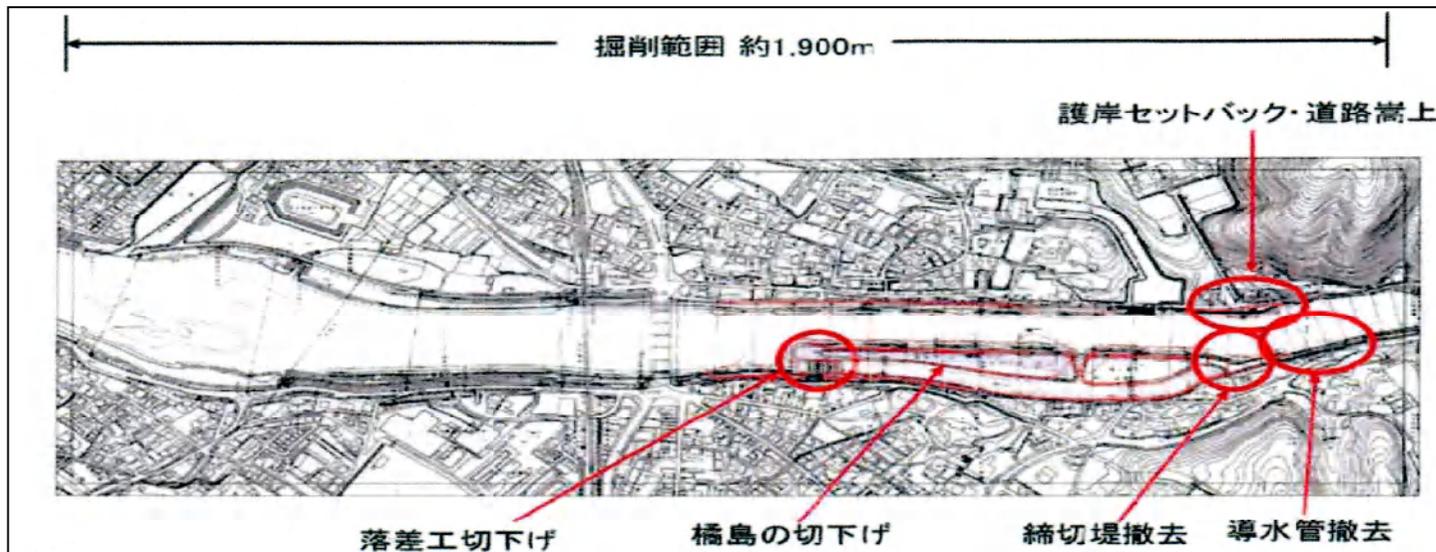


図 4.3.2-19 塔の島地区河道掘削

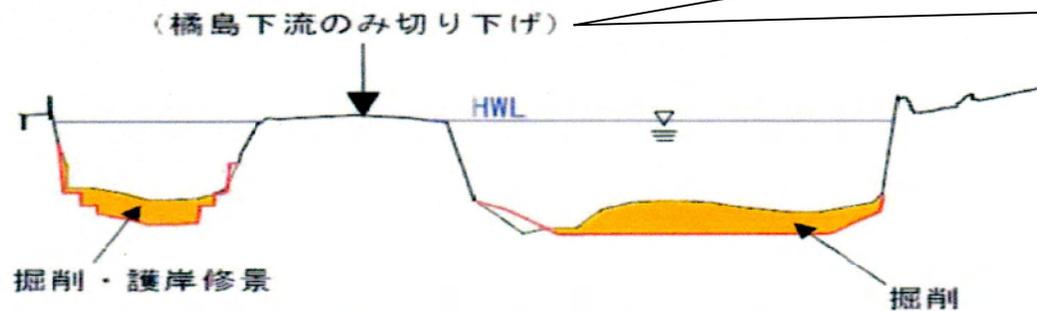
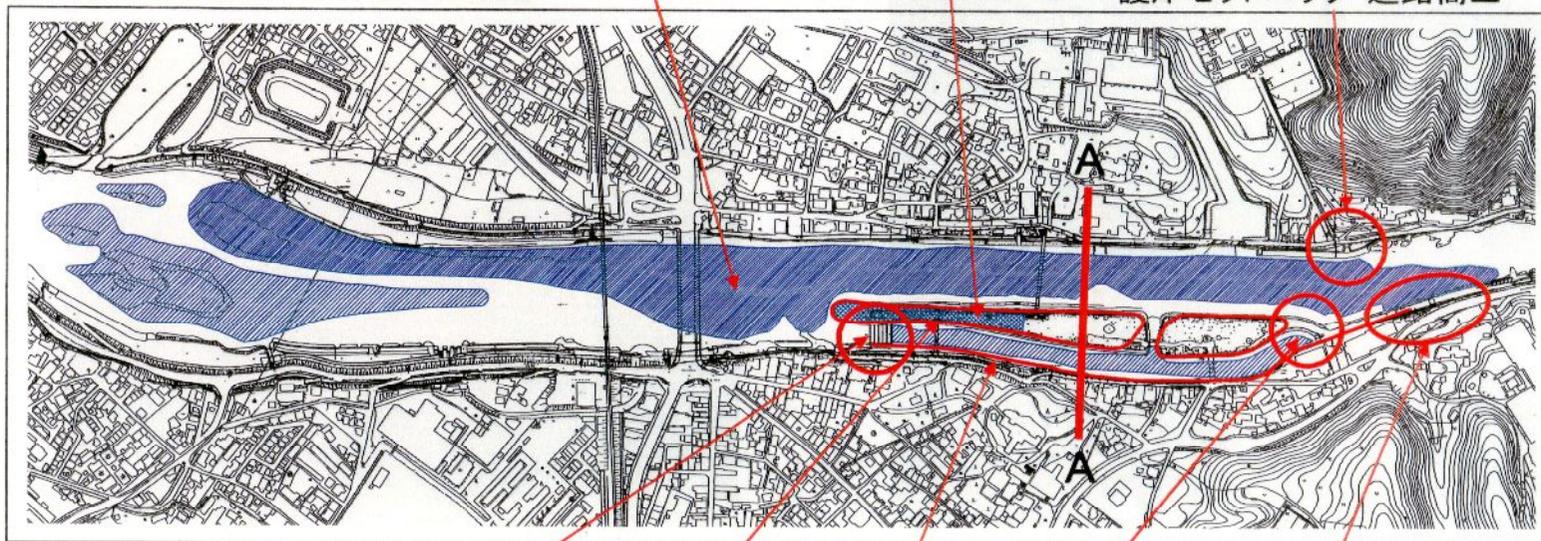


図 4.3.2-20 塔の島地区掘削断面図

「橋島下流のみ切り下げ」が「橋島・塔の島の切り下げ」に拡大。中洲のイメージは後からつけたもの。

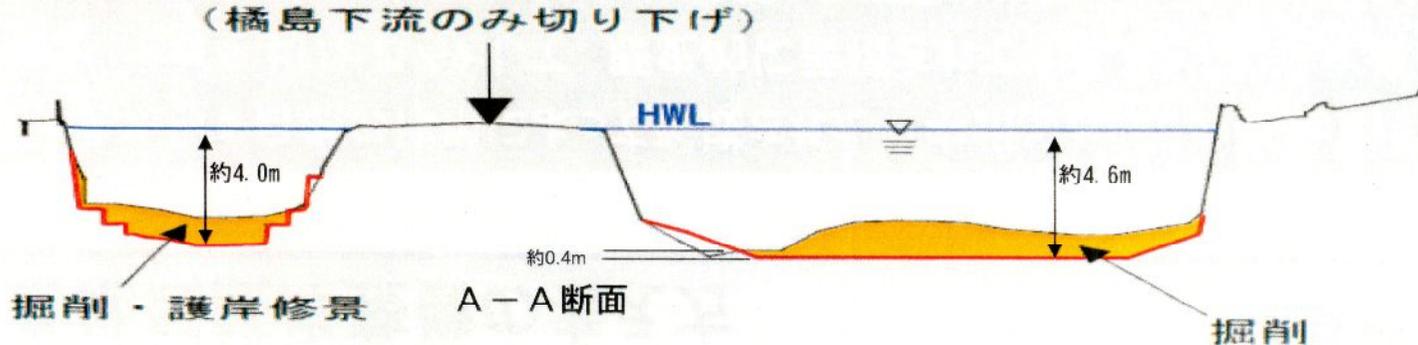
最小限の掘削により、洪水を安全に流下させる河川整備を実施します

河道掘削範囲(着色部) 宇治川護岸整備 護岸セットバック・道路嵩上



落差工切下げ 橋島の切下げ 塔の川護岸整備 締切堤撤去 導水路撤去

河道掘削は、最小限の掘削[0.4m掘削]とする(平常時の水面は50~90cm下がります)
(橋島下流のみ切り下げ)



3—⑤—2 景観構造検討会設立趣意書や規約に反する内容

— 塔の島地区景観構造検討会設立趣意書 —

塔の島とその周辺地区は、**世界遺産の平等院や宇治上神社をはじめとした歴史的文化遺産**が点在し、その自然景観と歴史的景観は京都府の**特別風致地区**や、文化庁の**重要文化的景観**に選定され、宇治川の流れと共にその景観は四季を通じて様々な雰囲気醸しだし、周辺の住民はもとより各地から訪れる観光客に親しまれている。一方、塔の島付近の宇治川は、琵琶湖から淀川につながる治水上重要な区間となっているが、当地区の流下能力を増大することが淀川水系河川整備計画においては緊急かつ重要な課題となっている。

本検討会はこれまでに検討された当地区における事業計画を踏まえ、**改修する護岸及び橋梁等の構造やデザインに関する詳細について検討することを目的に設立するものである**。もって、当事業により治水安全度の向上をはかりつつ、我が国の歴史文化や景観上必要な地区における**景観・環境の保全・再生**や、観光の活性化に資することを実現させるものである。

塔の島地区景観構造検討会 規約

第2条(目的) 検討会は、塔の島地区の河川整備の計画について、**塔の島付近の景観や自然環境に配慮した河川構造物設計の検討を行うことを目的とする**。

①河川法は、1997年法改正で、目的の中に「河川環境の整備と保全」を位置付。河川整備計画の策定に際しては、地域住民の意見を反映する手続きが導入された。「治水対策」と「河川環境の整備と保全」の二つを同時にクリアする河川改修事業がなされなければならない。地元住民の意見が尊重されなければならない。

②「宇治市都市景観形成基本計画」（2003年策定）

「世界遺産の平等院および宇治上神社とその間を流れる宇治川流域一帯の景観をとくに宇治市民のシンボルとして位置づけています。このシンボル景観を背景も含めて保全し、後世に引き継いでゆくことを、市民ならびに事業者および公共機関の務めとします。」と定めた。

宇治市都市計画マスタープランにおいても、宇治川塔の島地区一帯をシンボル景観として位置付けた。

③景観法（2004年制定）第2条は、「良好な景観は美しく風格ある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない。」と定めている。

④2008年4月、宇治市は、景観法に基づいて「宇治市景観計画を策定。「世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯を、宇治市のシンボルとして位置づけて、『景観計画重点区域』として背景も含めて保全し、後世に引き継いでゆくことを、市民・事業者・行政の務めとします。」と定めた。塔の島はシンボル景観の中心的位置にある。

⑤2009年2月、国は、文化財保護法に基づいて「宇治の文化的景観」として塔の島地区とその両岸に広がるまち並み（景観計画重点区域）を、「重要文化的景観」に選定し、景観保全を義務付けた。2009年7月、「宇治川太閤堤跡」史跡指定。

⑥国土交通省「美しい国づくり大綱」（2003年7月）

「世界文化遺産や伝統的建造物群保存地区の歴史的景観、我が国を代表する日本三景の自然景観など、だれでもが認める優れた景観は行政と国民の責務として保全すべきである。これらの地域での公共事業においては、景観への影響に特段の配慮を払うべきであり、事業実施の是非、工法等について慎重に検討する必要がある。」

上記の計画、定めにとごとく違反する改変工事であるといえる。

⑦塔の島は平等院と宇治上神社の2つの世界文化遺産の中間に位置し、バッファゾーンの中央にある。バッファゾーンの大改変は、世界遺産登録の取り消しにつながる恐れがある。

⑧琵琶湖国定公園であり、自然公園法第20条の特別地域（2種）に位置し、京都府の特別風致地区でもある。

自然公園法

第20条(特別地域)

- 3 特別地域内において 次の行為 国立公園にあつては環境大臣の許可、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。
二 木竹を伐採すること。 三 環境大臣が指定する区域において木竹を損傷すること。 十 土地の形状を変更すること。
- 6 環境省令で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

第21条(特別保護地区)

- 3 次の行為 国立公園のあつては環境大臣の許可、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。
一 前条第3項 第1号、第2号、4～7 9号、15、16号
木竹の伐採 土地の形状を変更すること 二 木竹を損傷すること、 三 木竹を植栽すること。 八 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
- 6 知事許可 環境省令で定める行為に該当するときは、環境大臣に協議しなければならない。

第68条(国に関する特例)

- 国の機関が行う行為 第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項又は第23条第3項第7号の規定による許可を受けることを要しない。
この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に協議しなければならない。
- 3 33条第1項 届け出の例により 国定公園にあつては 都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
- 4 環境大臣又は都道府県知事は、第33条第1項の規定による届け出の例による通知があつた場合において、当該公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、当該国の機関に対し、風景の保護のために執るべき措置について協議を求めることができる。

塔の島地区改修の年次計画工程は、現時点で概ね次のとおり計画しています。

- :平成24年度
- :平成25年度
- :平成26年度
- :平成27年度



※着色範囲は“工区の範囲”を示しています

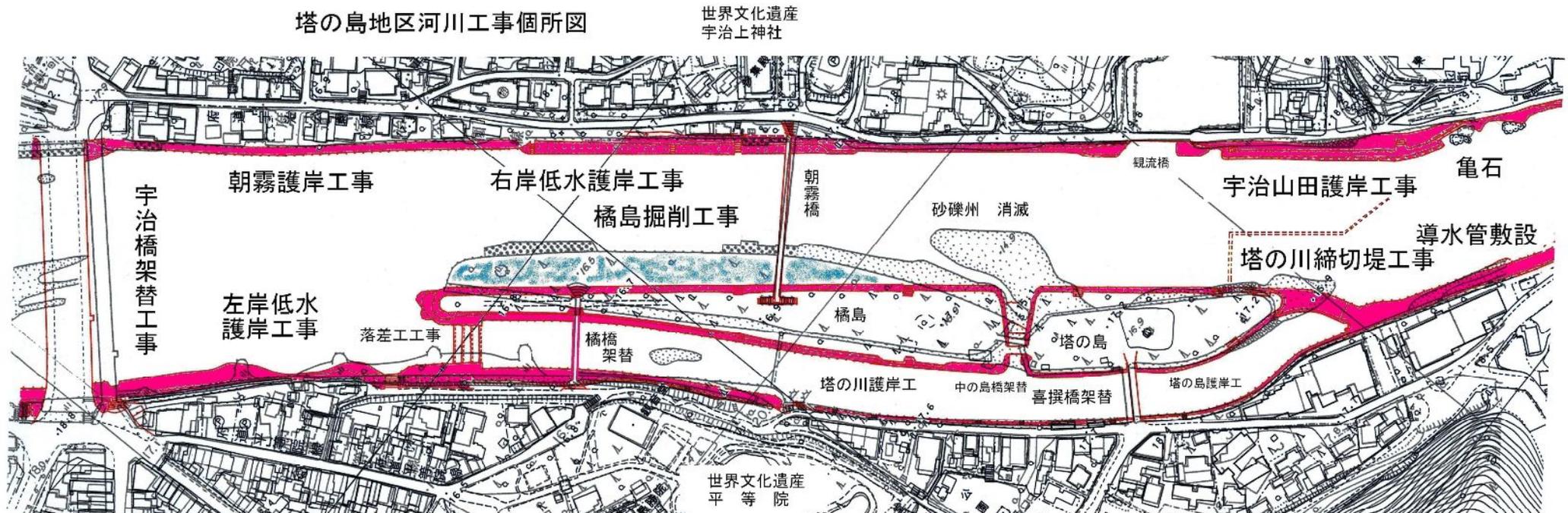
5-1 宇治川河川改修工事の歴史

- 1、1964（昭和39）年天ヶ瀬ダム建設 ⇒ 河川環境・景観悪化
昭和28年9月台風13号による大洪水で宇治川堤防が決潰し、旧巨椋池地域一帯が水没する洪水被害を受け、天ヶ瀬ダム建設が促進された。
- 2、1971（昭和46）年、「淀川水系工事実施基本計画」改訂。
宇治川の宇治地点の計画高水流量を900⇒1500m³/秒に改訂。
延々と続く宇治川改修工事が始まる。
- 3、2009年3月31日、「淀川水系河川整備計画」決定。
 - ・天ヶ瀬ダム再開発
 - ・塔の島地区河川整備事業

「淀川水系工事实施基本計画」（1971（昭和46）年改訂）に基づく工事 宇治川を1500m³/秒河川に改修するための工事が延々と続く。

①島を削る、②護岸を改修する、③橋を架け替える、④護岸を改修する、⑤川を狭める、⑥河床を掘削するなどなど。

工事箇所図 1967年～2003年



宇治市基本図（1983年、2006年発行）と淀川河川事務所資料から作成 黒色：1982年以前 赤色：工事箇所 水色：橋島掘削箇所

塔の島地区関連工事に要した費用

(2003年7月6日の藪田質問に対する琵琶湖河川事務所の回答を参考に)

護岸工	約4.7億円		個別工事明細	
橋梁工	約2.6億円		①塔の川締切堤設置	約2億円
②導水路工	約1.2億円		③宇治山田護岸工事	約3億円、
用地補償その他	約6億円	約9.1億円	塔の川藻対策	約5百万円/年

今回の工事で、①②③を撤去する。17億円+撤去費用の失敗工事

撤去理由 ①塔の島付近は宇治川で一番狭い。②狭い場所を狭める工事を行い、流下能力を低下させた。③今回撤去して、流下能力を900⇒1100m³に戻す。

実施された宇治川改修工事の特徴

河川環境、景観の悪化、危険

- ①島を削る、砂州消滅
- ②護岸の直線化、急斜面化、コンクリート化
- ③流下能力増大を言いながら、河道幅を狭める
- ④目的を説明できない工事(宇治山田護岸工事・亀石遊歩道)。
- ⑤工事後、工事前の状態に修復することをさぼる。流心が島の直近を流れる危険。
- ⑥河川法に定められた「景観と環境の保全」と「市民意見を反映」を軽視
- ⑦莫大な税金をつかって環境と景観が破壊されている。以後、榎島地区堤防強化工事、菟道地区高水護岸工事、菟道地区小径整備、河道掘削工事、天ヶ瀬ダム再開発関連工事などが進行。

5-2 淀川水系河川整備計画（2009年3月31日決定）

3) 宇治川

山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ の流下能力を目標に、塔の島地区における河道整備及び天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行う。

これにより、宇治川においては、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることが可能となるとともに、淀川水系全体の治水安全度の向上に効果のある大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発と合わせ、その結果、降雨確率で概ね $1/150$ の洪水に対応できることとなる（図 4.3.2-17～20、写真 4.3.2-6）。なお、塔の島地区については、優れた景観が形成されていることに鑑み、学識経験者の助言を得て景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した整備を実施する。

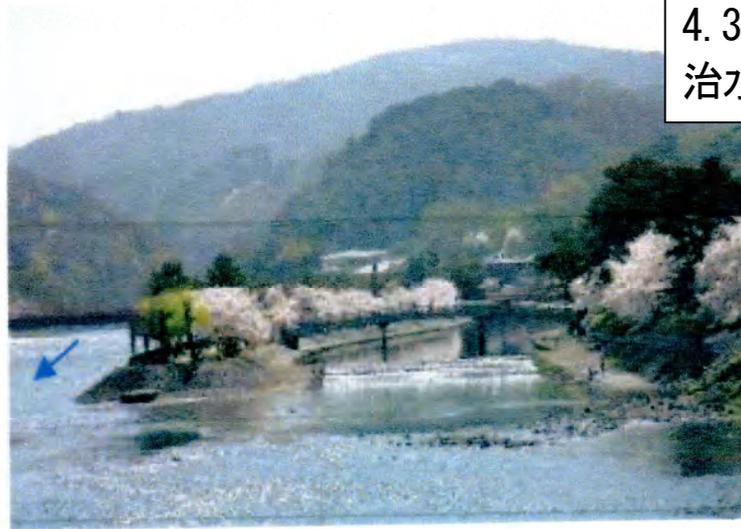


写真 4.3.2-6 宇治川塔の島

4.3.2 淀川水系における治水防災対策から

河川法に反して、淀川水系流域委員会の意見を全く無視して、強行的に決定した計画。
京都府知事や宇治市長の国追随の姿勢の反映でもある。

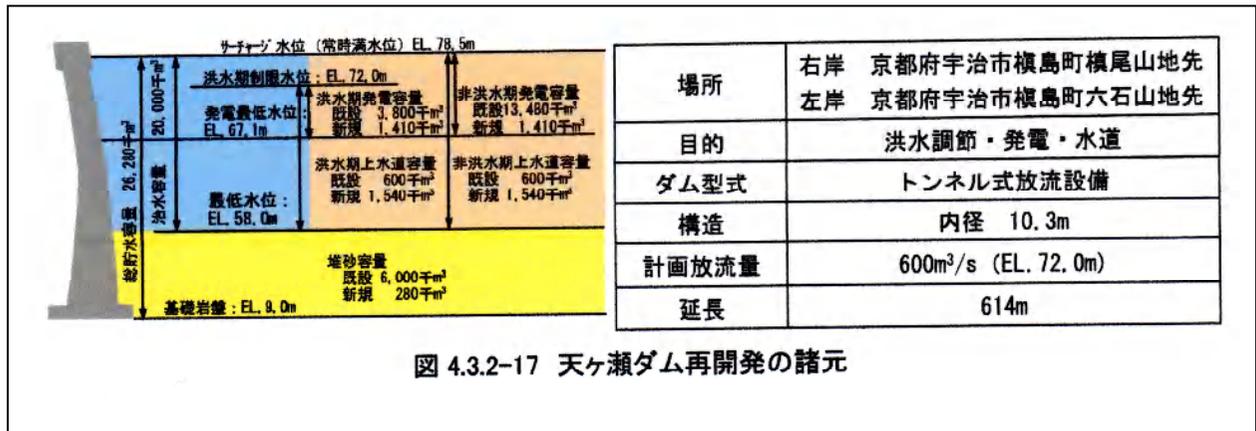


図 4.3.2-17 天ヶ瀬ダム再開発の諸元

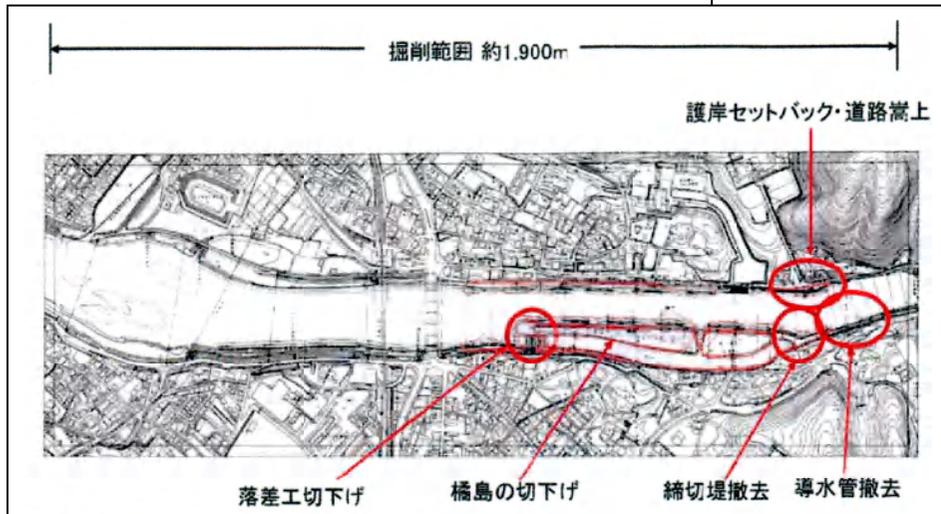


図 4.3.2-19 塔の島地区河道掘削



図 4.3.2-18 天ヶ瀬ダム再開発による放流能力の増強

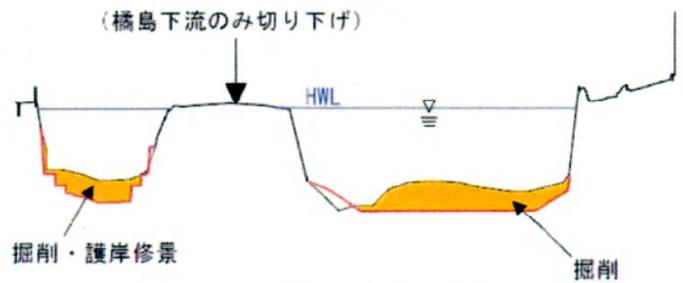


図 4.3.2-20 塔の島地区掘削断面図

事業の概要(内容)

天ヶ瀬ダム再開発事業のイメージ

現在の天ヶ瀬ダムの左岸側に、トンネル式放流設備を建設します。



事業の概要(目的)

○ 宇治川・淀川の洪水調節及び琵琶湖周辺の洪水防御

- ◇ 洪水調節時の最大放流量を $900\text{m}^3/\text{s}$ から $1,140\text{m}^3/\text{s}$ に増強する。また、琵琶湖の水位低下のため最大 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ の放流能力を確保する。

○ 京都府(上水)の新規利水

- ◇ 天ヶ瀬ダムからの取水量を $0.3\text{m}^3/\text{s}$ から $0.9\text{m}^3/\text{s}$ に増量する

○ 関西電力(発電)の新規利水

- ◇ 発電最低水位を 1.5m 下げる(EL.+68.6m→EL.+67.1m)ことにより、夏期の喜撰山発電所の電力供給量を増量する。

発電容量

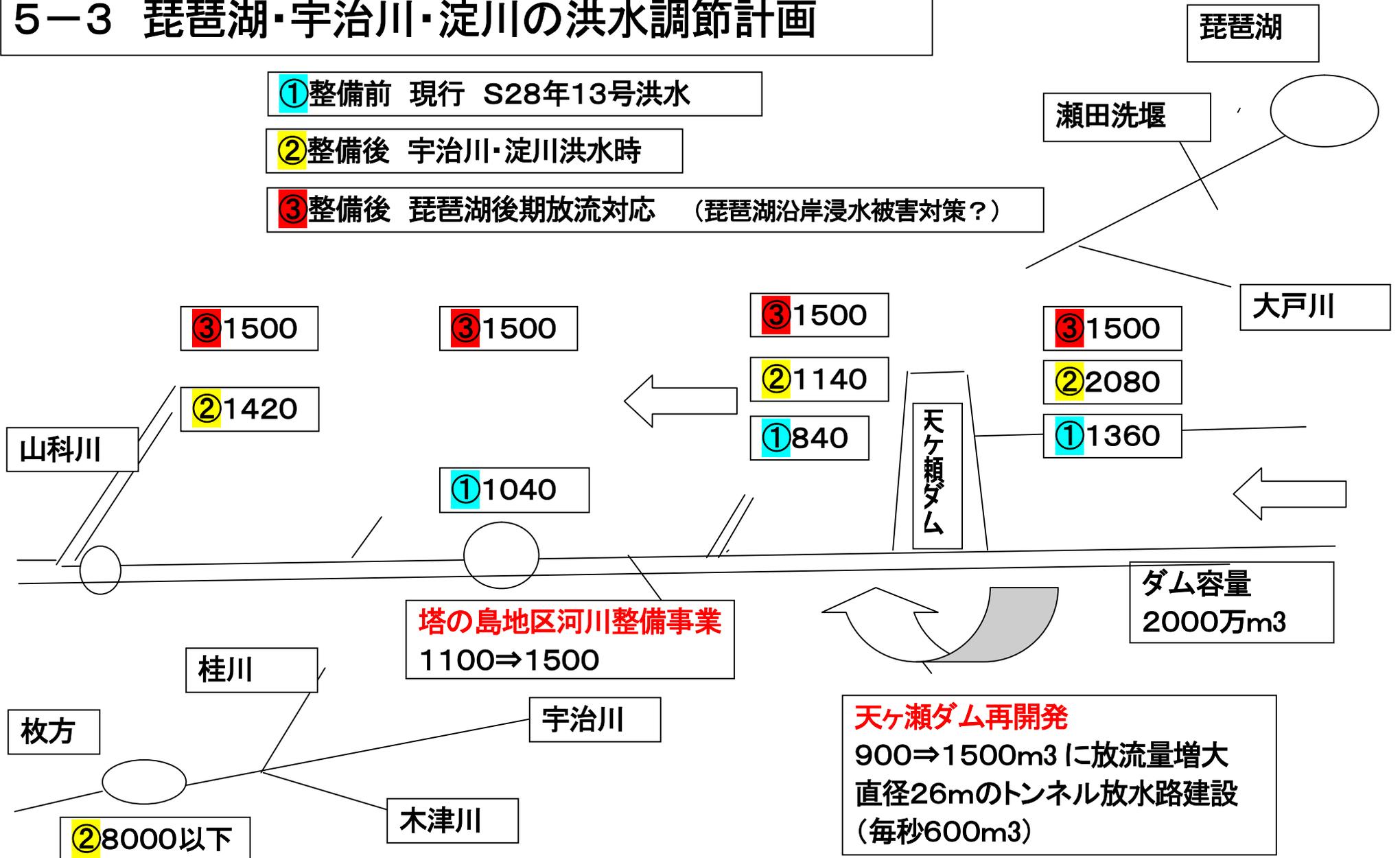
洪水期 $3,800\text{千}\text{m}^3$ から $5,210\text{千}\text{m}^3$ に増量
非洪水期 $13,480\text{千}\text{m}^3$ から $14,890\text{千}\text{m}^3$ に増量

5-3 琵琶湖・宇治川・淀川の洪水調節計画

①整備前 現行 S28年13号洪水

②整備後 宇治川・淀川洪水時

③整備後 琵琶湖後期放流対応 (琵琶湖沿岸浸水被害対策?)



5-4 塔の島地区 1500 m³/秒改修は過大な計画

- ① 「山科川合流直上流地点から天ヶ瀬ダム直下まで一律に 1500 m³/秒に『改修する』」(国交省)の必要性はない。

宇治川・淀川洪水調節時、天ヶ瀬ダムの最大放流量 1140 m³/秒。

山科川合流直上流地点で 1420 m³/秒。

中間の塔の島は 1140 と 1420 m³/秒の間の流量。

(下流の大阪枚方地点での洪水対策のために直近の天ヶ瀬ダムで調節。天ヶ瀬ダム放流量を現行 900 から 1140 m³/秒に増強。洪水時最大 1140 m³/秒放流、2次調節で 400 m³/秒にしぼる。900⇒1140 m³/秒は宇治川にとって危険サイドになる)

- ② 天ヶ瀬ダム 1500 m³/秒放流時(琵琶湖後期放流対応)、塔の島地区 1500 m³/秒流れる。1500 m³の必要性は？
琵琶湖沿岸の浸水被害は琵琶湖総合開発事業で大改善され、後期放流を 1500 m³/秒にしなければならない絶対的な理由はもはやない。
天ヶ瀬ダム再開発の狙いは関西電力の利水(発電)増量といえる。

5-5 淀川水系流域委員会 1997年の改正河川法の主旨を受け2001年～

「淀川水系河川整備計画策定に関する意見書 2008年10月16日」

①天ヶ瀬ダム再開発について、河川整備計画に位置付けることは適切でない
と見直しを求めた。

②塔の島地区河道改修計画 塔の島地区の歴史的、文化的景観を考慮して
河床掘削を極力抑制した流下能力の増大を検討すべき

⇒

塔の島地区改修の目標流量を過大に算定している疑いがある。

塔の島地区の景観、生態系および将来にわたる河床維持などに必要な条件
を踏まえていない。

琵琶湖後期放流流量は、宇治川の安全度を踏まえて設定すべきである。
後期放流流量は、塔の島地区の流下能力で規定する、と再検討を求めた。

○委員会は公開で、会場意見聴取し、会場意見も議事録に掲載、資料は公開。HP掲載。

5-6 「宇治川塔の島地区河川整備検討委員会」

委員長 芦田和男、2000年5月～2001年3月、3回の委員会。

・「塔の島地区河川整備に関する検討委員会」

委員長 芦田和男、2005年10月～2007月、6回の委員会、
2007年10月25日、「『塔の島地区河川整備に関する検討委員会』委員
への報告会」を最後に凍結？。

○委員公募せず。会議公開、会場意見聴取、資料公開。

5-7 「塔の島地区景観構造検討会」

座長大西有三（京都大学副学長）、2009年6月～2012年11月に7回の会議。

○委員公募せず。地元委員排除、行政オブザーバに降格。会議非公開、

資料非公開。資料は私たちの要求で、3月30日にやっとHP掲載。

今回の塔の島改変工事は、淀川河川事務所が、非公開の景観構造検討会
で市民に秘密裏に工事計画を具体化させたといえる。

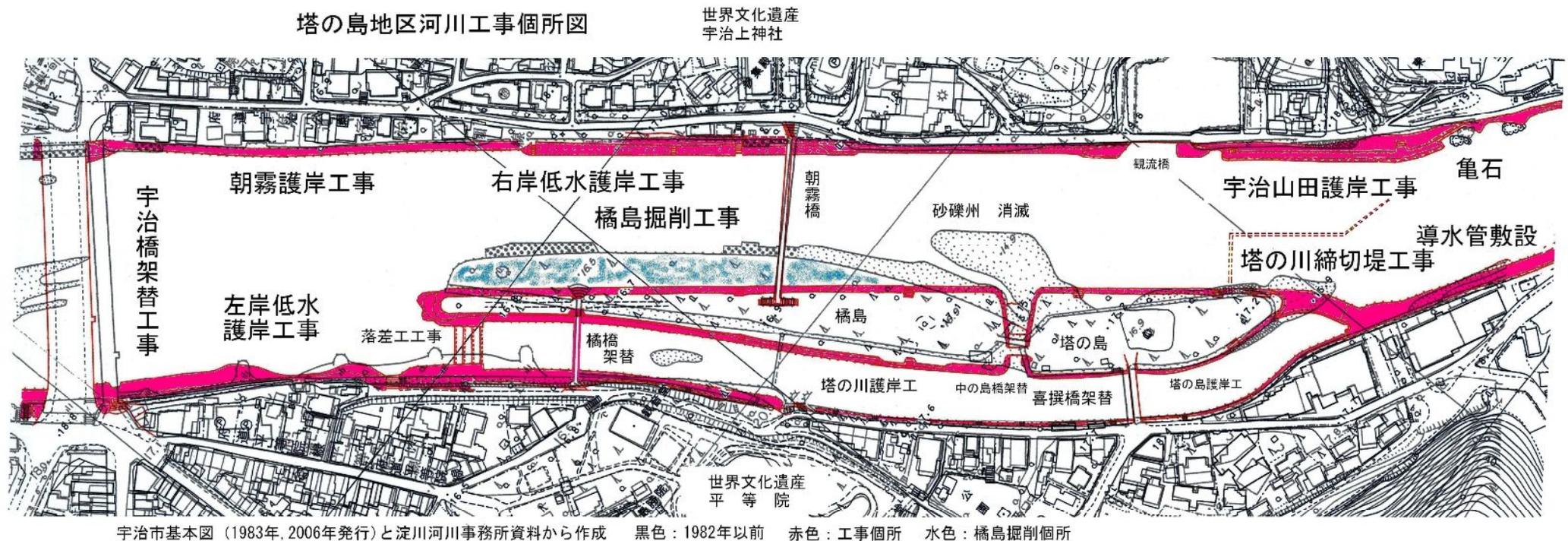
6、宇治のシンボル景観・塔の島を守るために力を合わせましょう

- ①学習と宣伝 騙されない科学的知見 市民の世論を広げる。
- ②国交省、京都府、宇治市に情報の公開要求、説明、会議の公開を求める（説明責任） 行政の秘密主義を打ち破る。
- ③景観・環境の修復・保全を求める。住民の意見を積極的に河川整備に反映するよう求める（行政責任）。
莫大な税金を使って危険・景観・環境破壊の工事は許されない。
- ④宇治市景観計画、宇治の文化的景観、世界遺産のバッファゾーンの保全など大改変を許さないルール of 遵守を求める（行政責任）。
- ⑤住民の代表である議会における積極的議論を要請する。

作成 宇治・世界遺産を守る会 事務局世話人 藪田秀雄

7、参考資料1 宇治川の河川改修工事による環境と景観破壊の実態

島削減・河道拡幅、河道の埋め立て、護岸の直線化、コンクリート化、河床掘削 ⇒ 景観・環境の悪化 1967年～2003年





① 1965年頃の塔の島・橋島（宇治市）
砂州の上で人々が遊んでいる。



② 1989年の塔の島と橋島（宇治市）。島掘削後、
護岸が直線化され砂洲が消滅。河床低下。河原が現
れることはない。



③ 掘削前



④ 掘削後の橋島。急斜面の護岸をつくった
ために2件の転落・死亡事故が発生。流心
が護岸のすぐそばを流れる危険な状態。

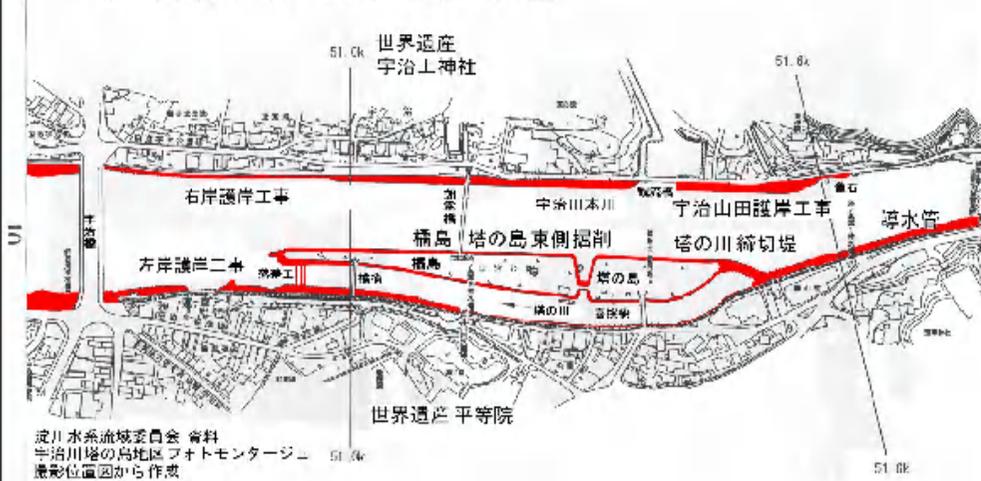


⑬ 工事前の左岸。2つの水制があり、
砂洲がある。



⑭ 大きく河道を狭められた川。2つの
水制は壊され、砂洲は消滅。

宇治川塔の島地区河川工事箇所図



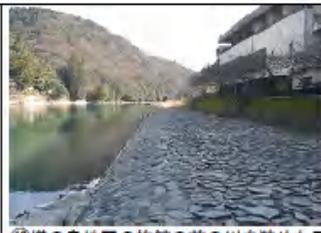
宇治・世界遺産を守る会



⑫ 藻の除去作業。毎年2回、500万円。



⑩ 塔の川締切堤（2億円）。輪船は本川
に入られず。導水管からの毎秒3m³/sの
流入水では塔の川の環境が悪化、藻の異常
繁殖と悪臭。喜撰橋からの景観も悪化。流
下能力低下。



⑩ 塔の島地区の旅館の前の川を狭めた石
とコンクリートの下に導水管（天ヶ瀬吊橋
～塔の川）がある（1.2億円）。景観と環
境悪化。流下能力低下。



⑨ 白川浜の河道を狭めた導水管（1.2億円）。
景観と環境悪化。



⑤ 亀石周辺の河道を狭めた遊歩道（3億円）
景観と環境を破壊。流下能力低下。



⑥ 工事前、清流の中の亀石。



⑦ 工事後、流れが淀み、汚水の流入もあり、惨憺
たる状況の亀石。

亀石（宇治川右岸51.1km付近川岸より上流を望む）



歴史写真 ● 掘削工事による河川環境を破壊
● 第2回塔の島地区河川整備検討委員会H17.14資料-2から



フォトモンタージュ 河原野内神（宇治市）400m撮影所
⑪ 河川掘削によっての河床低下

⑧ 1500m³/s 改修（河床掘削）を行えば、水
位低下（約1m）で1300年の歴史を持つ亀石
は陸地化し、歴史的景観は破壊される。

- ①塔の川護岸工(塔の川左岸)(1967年～1968年, 1983年)
- ②朝霧橋(1981年完成)
- ③塔の島護岸工(塔の川右岸)(1982年)
- ④塔の島・橘島東側半分掘削工事(1982年)
- ⑤塔の川の落差工(上段 1983年完成, 下段 1993年完成)
- ⑥喜撰橋, 橘橋, 中の島橋(1984年完成)
- ⑦導水管敷設工事(天ヶ瀬吊橋～塔の川)(1985年～1988年)
- ⑧朝霧護岸工事(高水護岸: 宇治橋～観流橋)(1988年～1991年)
- ⑨乙方低水護岸工事(低水・高水護岸: 宇治橋～関電吐水路上流)(1991年, 1997、1998)
- ⑩左岸低水護岸工事(塔の島～橘島～落差工～JR宇治川橋梁下流)(1992年11月～1995年3月)(含む塔の川河床止工事(宇治橋～落差工)1992年)
- ⑪JR宇治川橋梁補強工事(1996年)
- ⑫右岸低水護岸工事(宇治橋～観流橋)(1996年～1999年)
- ⑬宇治橋の架け替え(1998年完成)
- ⑭塔の川締切堤設置工事(1999年3月～2000年3月)
- ⑮山王仙郷谷線道路拡幅工事(天ヶ瀬ダム再開発事業トンネル工事のため一部実施(白川浜

地区・2002年1月～2003年7月完成, 天ヶ瀬吊橋周辺, 2000年～2001年)

⑩宇治山田護岸工事(亀石上流～観流橋: 亀石遊歩道設置) (2002年3月～2003年3月)

(平成12年宇治川塔の島地区河川整備検討委員会および平成17年塔の島地区河川整備に関する検討委員会の資料から作成)

塔の島地区関連工事に要した費用

(2003年7月6日の藪田質問に対する琵琶湖河川事務所の回答を参考に)

護岸工	約47億円		個別工事明細	
橋梁工	約26億円		①塔の川締切堤設置	約2億円
②導水路工	約12億円		③宇治山田護岸工事	約3億円、
用地補償その他	約6億円	約91億円	塔の川藻対策	約5百万円/年

今回の工事で、①②③を撤去する。17億円+撤去費用の失敗工事

撤去理由 ①塔の島付近は宇治川で一番狭い。②狭い場所を狭める工事を行い、流下能力を低下させた。③今回撤去して、流下能力を900⇒1100m³に戻す。

実施された宇治川改修工事の特徴

河川環境、景観の悪化、危険

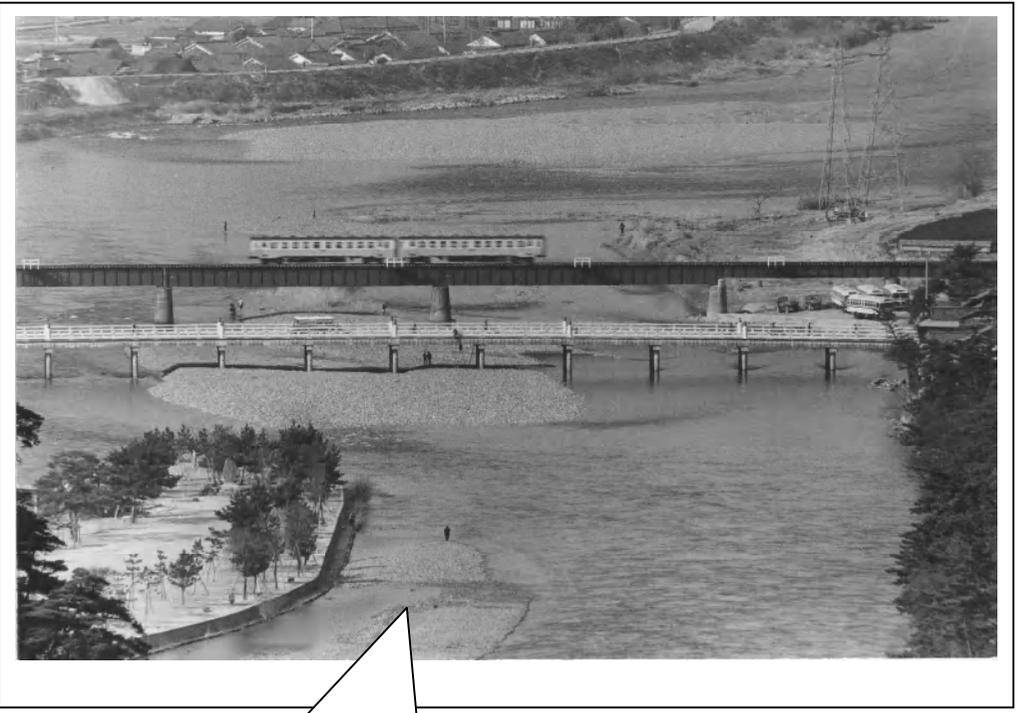
- ①島を削る、砂州消滅
- ②護岸の直線化、急斜面化、コンクリート化
- ③流下能力増大を言いながら、河道幅を狭める
- ④目的を説明できない工事(宇治山田護岸工事・亀石遊歩道)。

- ⑤工事後、工事前の状態に修復することをさぼる。流心が島の直近を流れる危険。
- ⑥河川法に定められた「景観と環境の保全」と「市民意見を反映」を軽視
- ⑦莫大な税金をつかって環境と景観が破壊されている。以後、榎島地区堤防強化工事、菟道地区高水護岸工事、菟道地区小径整備、河道掘削工事、天ヶ瀬ダム再開発関連工事などが進行。

宇治川改修工事の景観・環境への影響



1965年頃の塔の島・橘島（宇治市）
砂州の上で人びとが遊んでいる



1966年頃の橘島（宇治市）
砂洲が発達し、その上に釣り人の姿が見える



1982年 橘島東半分掘削と護岸工事 護岸を直線化、急傾斜、コンクリート化



1989年頃の塔の島・橘島
(宇治市)
橘島東半分掘削、塔の島拡幅
後、護岸直線化、砂洲消滅。



1982年、橘島の東半分掘削・護岸工事前の橘島水辺
砂州があり人が降りている。



1982年護岸改修後 現在の護岸
直線化、急傾斜、コンクリート
転落死亡事故発生



1982年、橘島の東半分掘削・護岸工事前の橘島水辺
砂州があり、水位が低下し、人が降りている。



1982年、橘島の東半分掘削・護岸工事前の橘島水辺
砂州がる。



1982年、橘島の東半分掘削・護岸工事後
現在の護岸
砂州消滅、流心が護岸直近を流れる。



宇治川右岸 朝霧護岸
急傾斜、コンクリート化
1.5車線以上河道を埋め、狭めている



宇治川右岸 朝霧護岸
急傾斜、コンクリート化
1.5車線以上河道を埋め、狭めている



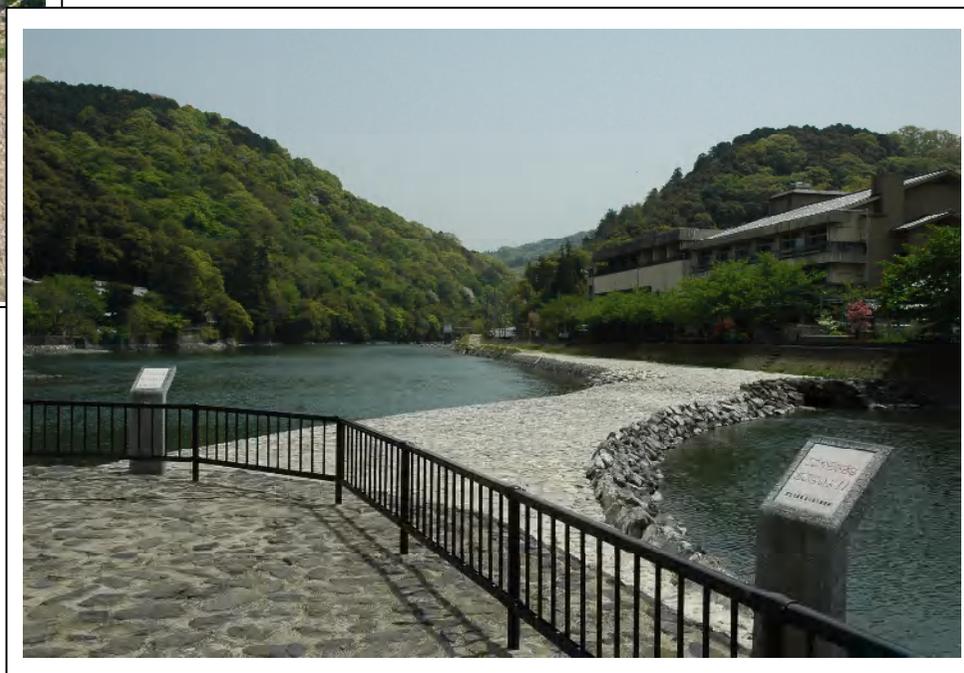
塔の川締切堤（2億円）
鵜飼船なども出入不能に。
今回撤去するムダ工事。



塔の川締切堤設置で塔の川の流入水量は、
導水管からの毎秒3m³になる。藻が繁殖
し、夏場臭気、苦情。
毎年500万円を費やしてもの撤去作業。

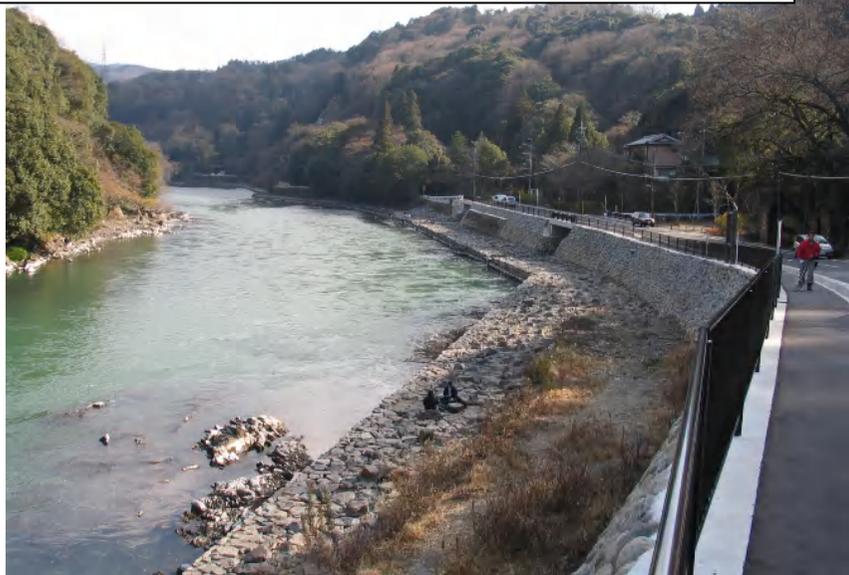


塔の島・橘島に林立する「あぶない」「近寄るな」の警告看板。そんな危ない川に誰がしたの？





天ヶ瀬吊り橋から塔の川への導水管 14億円
道路のように川を狭めるムダ工事 今回、塔の
川直近部分撤去する。



川を埋め狭めた白川浜の導水管。景観と環
境破壊。今回塔の川締切堤が撤去され無用



白川浜の天ヶ瀬ダム再開発関連
道路工事

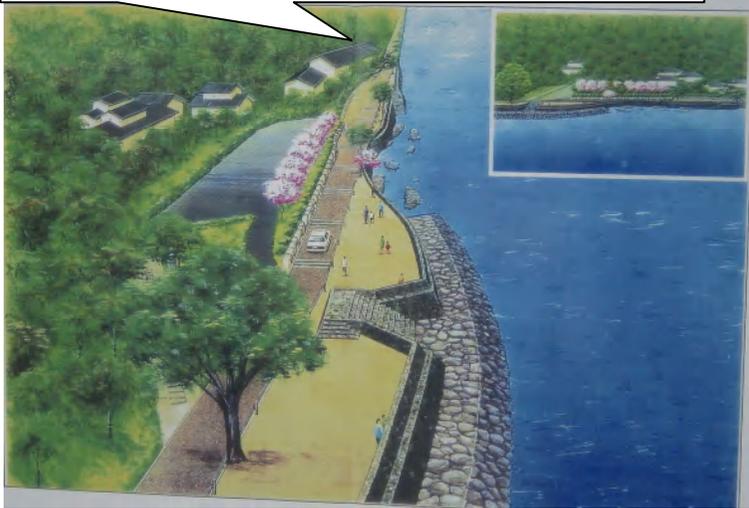


導水管敷設工事前の白川浜から下流



工事後の白川浜から下流

宇治山田護岸工事（3億円）



護岸工事の名目で、宇治川の一番狭いところを埋め狭め、流下能力を低下させた亀石遊歩道。何の為にこのような状態にしたのか国交省は説明しない。
今回の工事でセットバックさせる。
3億円+セットバック費用のムダ工事。



工事前 清流の中にあつた亀石



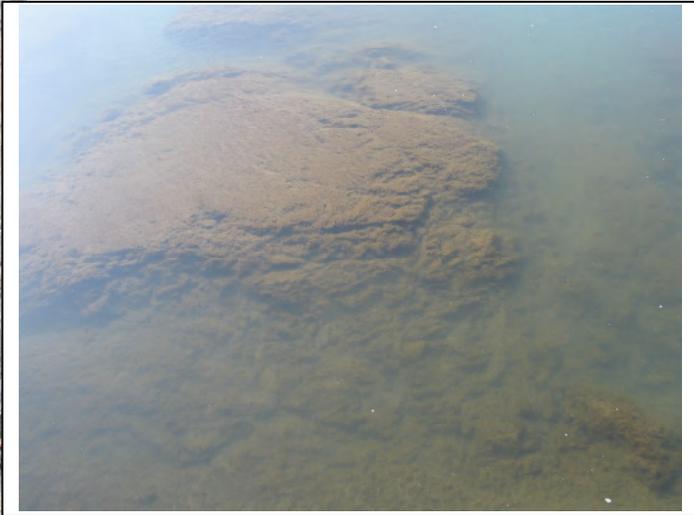
工事後の亀石 流れが淀み、汚水も流入し、時には悪臭も



2002年 亀石



水質悪化
へドロ状態



現況写真 * 護岸工事によって河川環境を破壊



フォトモンタージュ 河道掘削時[本川約 0.4m 河道掘削]

宇治山田護岸工事で景観と環境が悪化した亀石

塔の島地区河床掘削 → 水位低下
名勝『亀石』は陸地化する



工事前の宇治橋上流左岸・2つの水制があり、砂州があった。



宇治橋上流左岸工事
大きく埋め立てて川幅を狭くした



河床低下 塔の島周辺で約1.5m程度か



洪水の後の白化現象
珪藻類の死骸? 060506